第三期 新城市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

新城市

もくじ

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨 ･･･ １
２　計画の位置づけ ･･･ ５
３　計画の期間 ･･･ ６

第２章　子どもと子育ての現状とニーズ

１　子どもの状況 ･･･ ８
２　子育て世帯の状況 ･･･ 17
３　地域社会の状況 ･･ 26
４　子育て支援等のニーズ ･･･ 30

第３章　子ども・子育て支援施策の方向

１　基本理念 ･･･ 37
２　基本目標 ･･･ 38
３　施策の方向 ･･ 39
基本目標Ⅰ　「子どもの育つ力」を育む ･････････････････････････ 39
基本目標Ⅱ　「子育て当事者の子どもを育む力」を支える ･･････････ 41
基本目標Ⅲ　「地域の子育て力」を高める ･･････････････････････ 43

第４章　子ども・子育て支援事業の円滑な実施

１　制度の概要 ･･･ 45
２　教育・保育提供区域の設定 ･････････････････････････････････････ 47
３　子ども人口の推計 ･･ 47
４　事業の量の見込みと確保方策等 ･････････････････････････････････ 48
Ⅰ　教育・保育（子ども・子育て支援給付） ･･････････････････････ 48
Ⅱ　地域子ども・子育て支援事業 ･･････････････････････････････ 52

第５章　計画の推進に向けて

１　推進体制 ･･･ 68
２　進捗管理 ･･･ 68

資料編

1　計画策定の経過 ･･･ 69

2　新城市子ども・子育て会議 ･･･ 70

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

(1)　国の重点的な取り組み

わが国の合計特殊出生率は、戦後の第１次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、平成２（1990）年の「1.57ショック」を契機に、国において様々な少子化対策が進められてきました。

平成15（2003）年７月、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした「少子化社会対策基本法」と地方公共団体や事業主に対して次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。さらに、平成24（2012）年８月には、幼児期における教育・保育と地域の子育て支援の拡充や質の向上を図るため、「子ども・子育て支援法」等が制定され、平成27（2015）年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。なお、同法により、地方公共団体に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

その後、同法は幾度か改正が行われ、令和元（2019）年５月の改正では、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもと住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもの利用料が同年10月から無料となるなど、子ども・子育て支援の充実が図られました。さらに、令和６（2024）年６月の改正では、妊婦やその配偶者等に面談による情報提供や相談支援などを行う妊婦等包括相談支援事業や出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業などが制度化されました。また、これに先立ち、令和４（2022）年６月には、「児童福祉法」等が改正され、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能等を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村に求められるとともに、要支援児童等の支援に資する事業の充実（子育て世帯訪問支援事業などの創設）が図られました。

しかしながら、母親となる15歳から49歳の女性の人口が減少しているほか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、わが国の合計特殊出生率は、令和５（2023）年で1.20とこれまでで最も低くなっています。

(2)　本市の特色的な取り組み

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「新城市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定して取り組みを進める中、「子ども・子育て支援法」等の制定に先立ち、幼児期における教育・保育と地域の子育て支援の拡充や質の向上を図るため、平成24（2012）年３月に国の動向に先駆けて「新城版こども園制度基本計画」を策定しました。同計画に基づき、平成24（2012）年４月から、従来の保育所を地域の子育て支援の拠点であるこども園に改変したほか、平成30（2018）年４月には、国に先行して３歳以上児の基本保育料を無償化するなど、子育てしやすい環境の充実に取り組んできました。

また、「子ども・子育て支援法」の施行にあたり、平成27（2015）年３月には、「新城市次世代育成支援対策地域行動計画」を継承した「新城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和２（2020）年３月には「第二期新城市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策の実施とともに、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に努めてきました。

しかしながら、全国的に少子化が進み、本市の子どもの人口も減少を続けています。現在では通園する子どもの人数が定員数の半分以下となっているこども園が複数存在し、子どもたちの成長に欠かせない「集団の育ち」の維持が難しくなっています。また、教育・保育ニーズの多様化も進み、保育士不足などからサービス水準の維持についても難しくなってきています。さらに、施設の老朽化が進むこども園が多く、施設の維持管理や近い将来の更新等への対策も必要となることから、「新城市公共施設個別施設計画」（令和３（2021）年３月）を踏まえ、令和４（2022）年３月に「新城市こども園整備指針」により、こども園の再編・整備の基本的な考え方を示しました。令和６（2024）年７月には、それを具体化するため、「新城市こども園再編・整備計画」を策定し、持続可能で安全・安心な教育・保育環境を確保するための再編を推進しつつ、長期的な視点で保育施設の維持管理に関連する経費の縮減と平準化を図ることとしています。

※「集団の育ち」とは、見る、気付く、まねるなどの行動が始まり、経年とともに、誘い合う、互いを必要とする、共に行動する、力を合わせるなど、幼児自身の人とかかわり合う姿が顕著になっていく中で、協同性の育ちが進んでいくこととされています。

（参考）「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」社団法人全国幼児教育研究協会研究概要

(3)　新たな計画の策定

地方公共団体が策定する子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」において、５年を一期とし、国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定することとされています。したがって、国の「基本指針」に基づき、令和７（2025）年度から５年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施を図るとともに、次世代育成支援対策を計画的に推進するため、「第三期新城市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

なお、令和４（2022）年６月に「こども基本法」が制定されました。同法は、令和５（2023）年12月に国が定めた「こども大綱」を踏まえ、地方公共団体においてこども計画を策定することを求めていますが、「こども大綱」は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（現在は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）に基づく大綱を包含しています。

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25（2013）年６月）に基づき、平成29（2017）年３月に「新城市こどもの未来応援事業計画」、令和４（2022）年３月には「第二期新城市こどもの未来応援事業計画」を策定し、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策の推進に取り組んでいます。そのため、「第二期新城市こどもの未来応援事業計画」の期間満了（令和８（2026）年度）をもって、本市のこども施策に関する新たな計画を策定することとします。

図表１－１　近年の主な法整備等の状況

年　月	動　向
令和３（2021）年６月	・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。
令和４（2022）年６月	・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。 ・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。
令和５（2023）年12月	・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を包含
令和６（2024）年５月	・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間（令和17（2035）年３月31日まで）延長される。
令和６（2024）年６月	・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取り組みが強化される。

２　計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第１項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」第８条第１項に定める「市町村行動計画」を含み、策定、推進するものです。

なお、この計画は、本市の総合計画はもとより、地域福祉計画を上位計画とし、新城版こども園制度基本計画やこども園再編・整備計画、子どもの貧困対策計画（こどもの未来応援事業計画）、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画（しんしろ健康づくり21計画）、母子保健計画（健やか親子）、教育振興基本計画などの関連計画と整合や連携を図り、策定、推進します。

図表１－２　子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

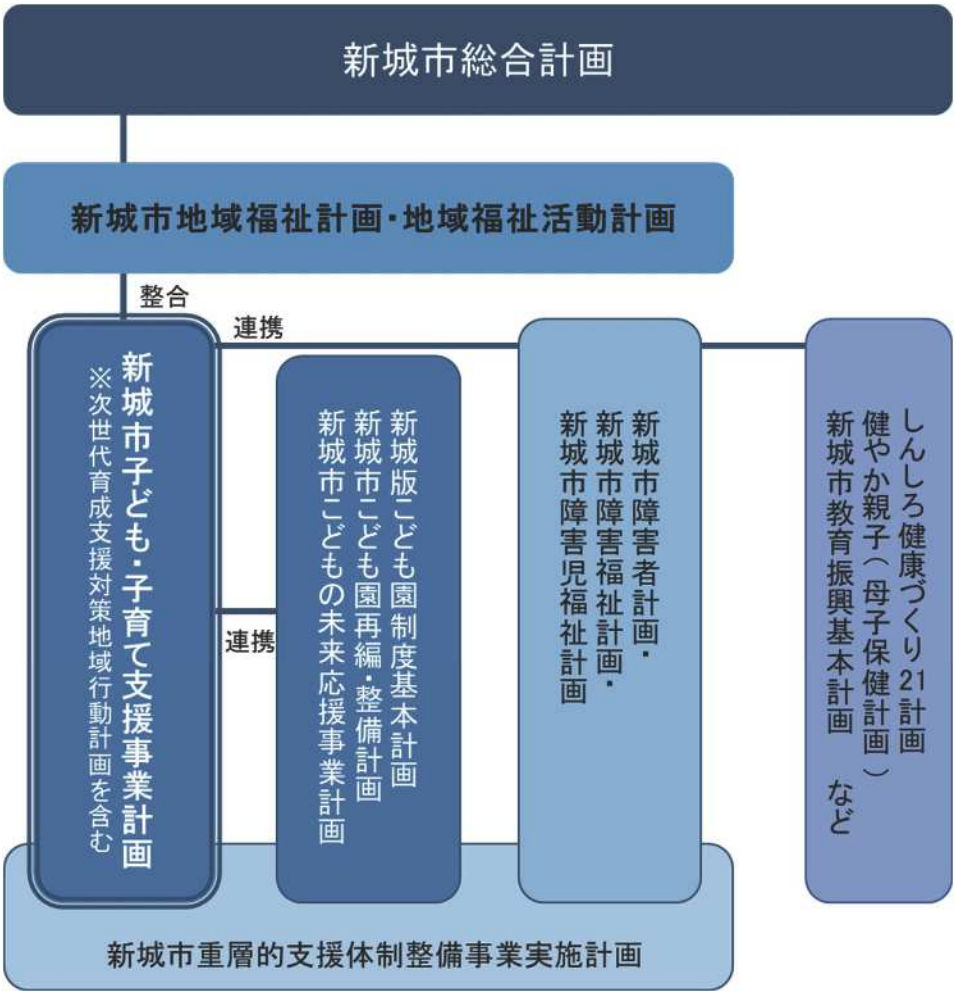

３　計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の期間は、５年と定められています。

したがって、この計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、中間に計画の見直しを行います。

図表１－３　子ども・子育て支援事業計画と関連計画の期間

<table>
<tr><th>年度
計画名</th><th>R2
2020</th><th>R3
2021</th><th>R4
2022</th><th>R5
2023</th><th>R6
2024</th><th>R7
2025</th><th>R8
2026</th><th>R9
2027</th><th>R10
2028</th><th>R11
2029</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第２次総合計画</td><td colspan="10">基本構想</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期基本計画</td><td colspan="4">中期基本計画</td><td colspan="4">後期基本計画</td></tr>
<tr><td>地域福祉計画
・地域福祉活動計画</td><td colspan="5">第３次計画</td><td colspan="5">第４次計画</td></tr>
<tr><td>新城版こども園制度基本計画</td><td colspan="10">期間の定めなし　※H24(2012)～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">こども園再編・整備計画</td><td colspan="5" rowspan="2"></td><td colspan="5">全期　※～R28(2046)</td></tr>
<tr><td colspan="3">前期</td><td colspan="2">中期　※～R18(2036)</td></tr>
<tr><td>子どもの貧困対策計画（こどもの未来応援事業計画）</td><td colspan="2">第一期計画</td><td colspan="5">第二期計画</td><td colspan="3">→　新たな計画へ移行</td></tr>
<tr><td>子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策地域行動計画含む）</td><td colspan="5">第二期計画</td><td colspan="5">第三期計画
※必要に応じて中間年度に見直し</td></tr>
</table>

第２章　子どもと子育ての現状とニーズ

ここでは、各種統計データや令和５（2023）年 12 月に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査の結果から、子どもや子育て世帯等における現状やニーズ等についてみていきます。

なお、子ども・子育て支援ニーズ調査の概要は以下のとおりです。

図表２－１　子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

区　　分	就学前児童	就学児童
調査対象	市内在住の就学前の児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
調査方法	対象児童全員の保護者宛てに依頼状を配信・配布し、Ｗｅｂ上のアンケートフォームへ回答を入力	小学校を通じて対象児童全員の保護者宛てに依頼状を配信・配布し、Ｗｅｂ上のアンケートフォームへ回答を入力
調査期間	令和５（2023）年12月11日～28日	
調　査　数	1,361人	1,975人
有効回答数	560人	551人
有効回答率	41.1%	27.9%

※アンケート調査の回答の比率（%）は、小数点第２位以下を四捨五入して算出しています。したがって、単数回答であっても比率（%）の合計が100%にならないことがあります。

1　子どもの状況

(1)　人口の状況

本市の総人口は、令和２（2020）年の国勢調査によると、44,355人で、このうち、14歳以下の年少人口が10.7%、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が52.9%、65歳以上の高齢者人口が36.4%を占め、旧新城市と鳳来町、作手村が合併した平成17（2005）年から年少人口と生産年齢人口の割合が一貫して低下しています。

なお、全国の人口の割合は、14歳以下が11.9%、15歳以上64歳以下が59.5%、65歳以上が28.6%となっており、これと比較すると、本市は、65歳以上の割合が高く、15歳以上64歳以下の割合が低いことから、親となる世代の減少が懸念されます。

図表２－２　人口の推移（各年10月１日）

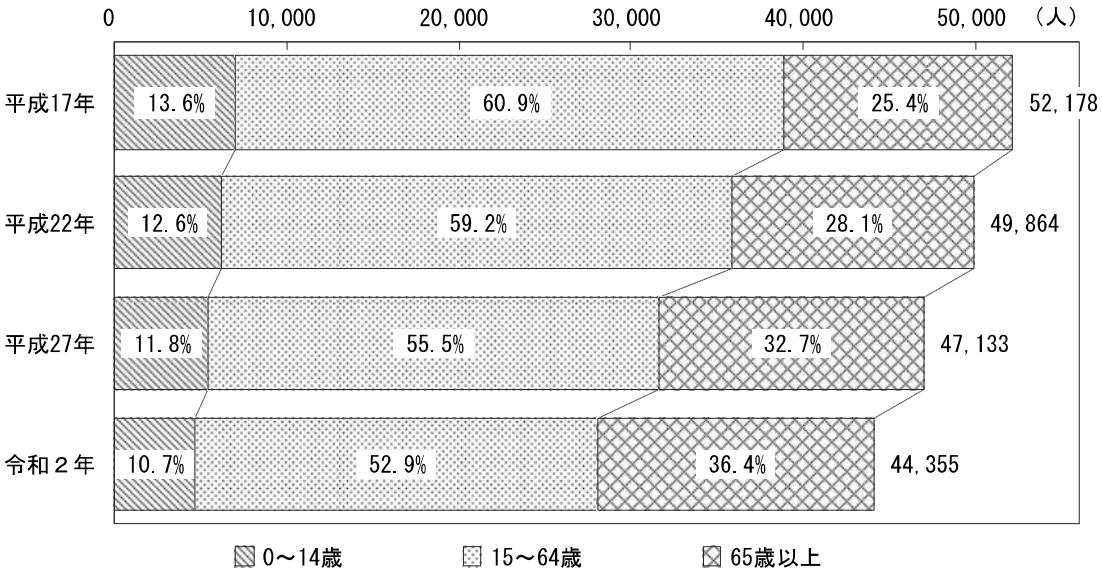

資料：国勢調査

図表２－３は、令和２（2020）年の国勢調査後の子どもの人口の推移を３歳刻みでみたものです。いずれの年齢層も減少傾向にありますが、８歳以下に比べて９歳以上は人口の変動が小さくなっています。

図表２－３　子どもの人口の推移（各年４月１日）

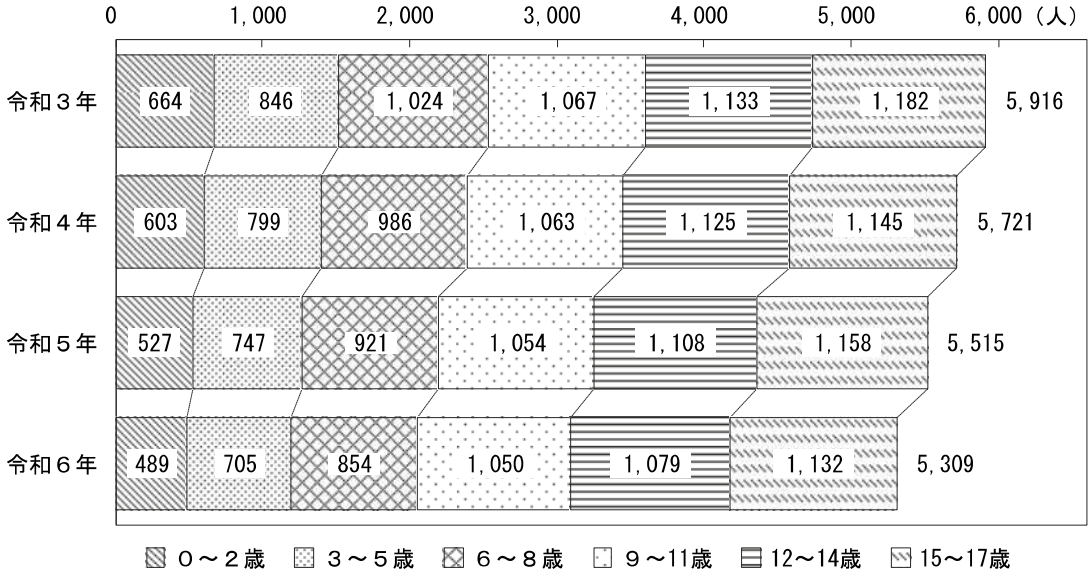

図表２－３のうち、外国籍の子どもの人口は、図表２－４のとおり増加しています。

図表２－４　外国籍の子どもの人口の推移（各年４月１日）

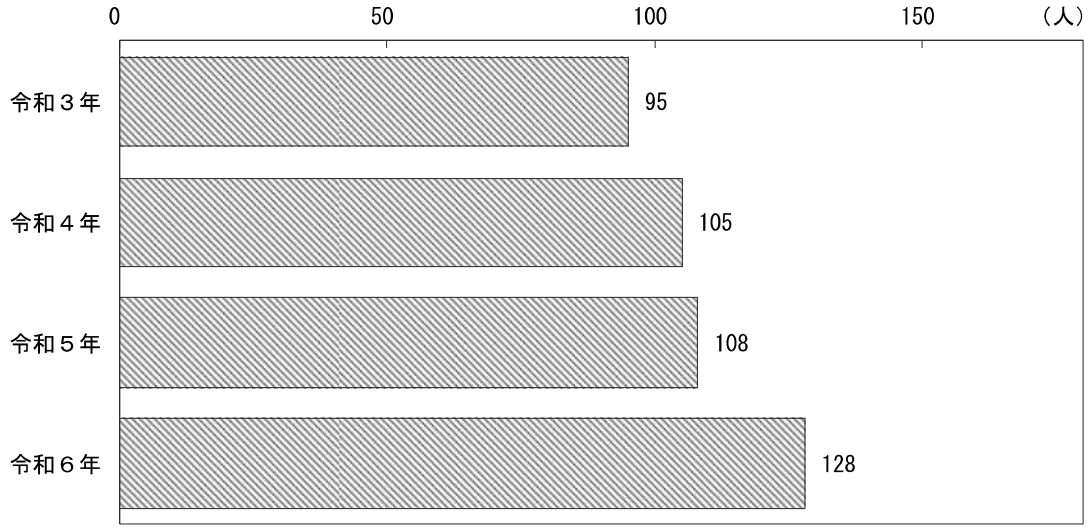

資料：図表２－３・２－４とも住民基本台帳

(2)　出生の状況

出生数は、新型コロナウイルスの感染が拡大する前の令和元（2019）年は200人を超えていましたが、令和４（2022）年には152人と、大きく減少しています。

図表２－５　出生数の推移

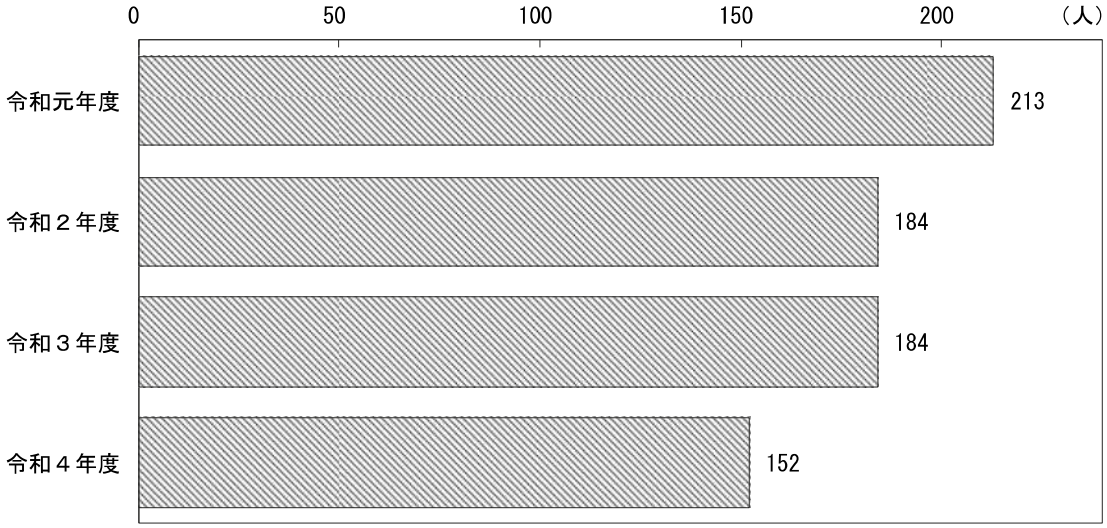

資料：人口動態統計

１人の女性が、15歳から49歳までの間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数を合計特殊出生率といいます。

本市の合計特殊出生率は、令和４（2022）年で1.28と、全国の1.33を下回って推移し、人口を維持するために必要な水準（2.07）から、さらに遠ざかっています。

図表２－６　合計特殊出生率の推移

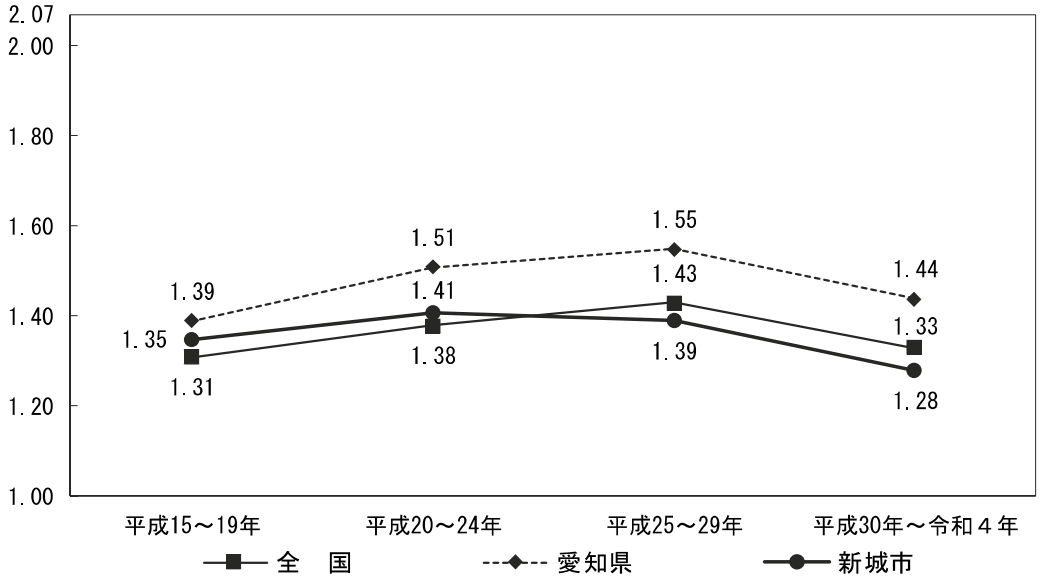

資料：人口動態統計

(3)　こども園等の園児の状況

本市のこども園等の園児数も、子どもの人口と同様に減少していますが、３～５歳児に比べ、０～２歳児の変動が小さくなっています。

図表２－７　こども園等の園児数の推移（各年４月１日）

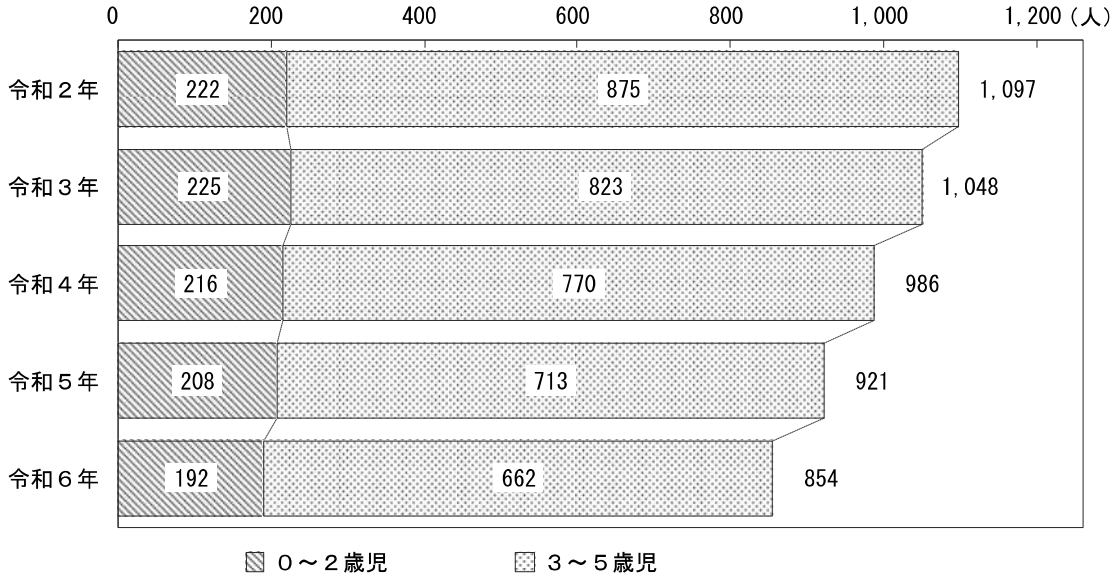

資料：「しんしろの福祉」

(4)　小中学校の児童生徒の状況

本市の小中学校の児童生徒数も、全体的には子どもの人口と同様に減少しています。令和４（2022）年までは各学年300人を維持していましたが、令和５（2023）年の１年生から300人を下回りました。

図表２－８　小学校の児童数の推移（各年５月１日）

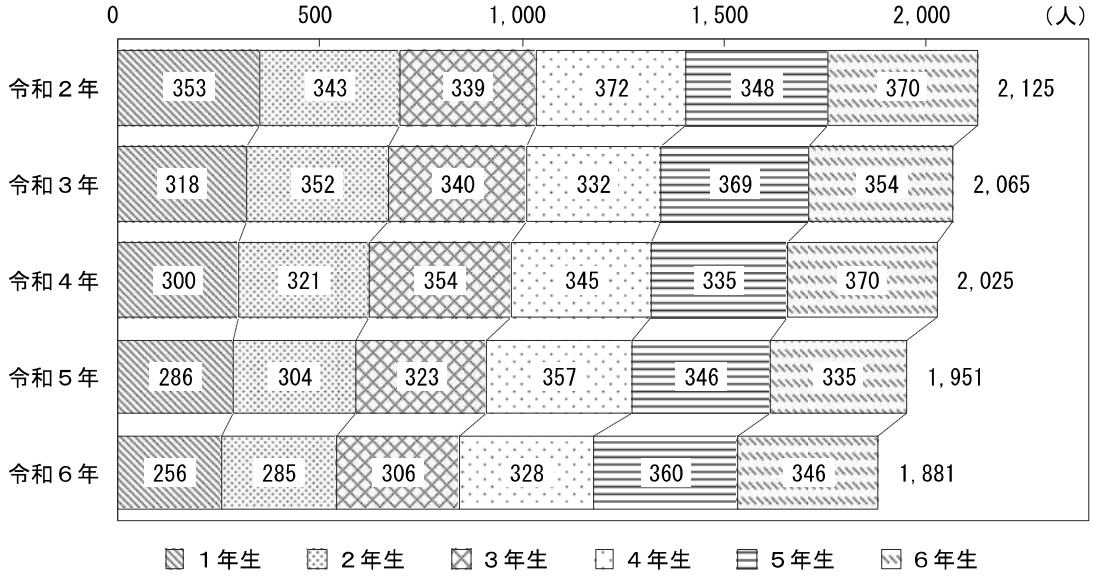

図表２－９　中学校の生徒数の推移（各年５月１日）

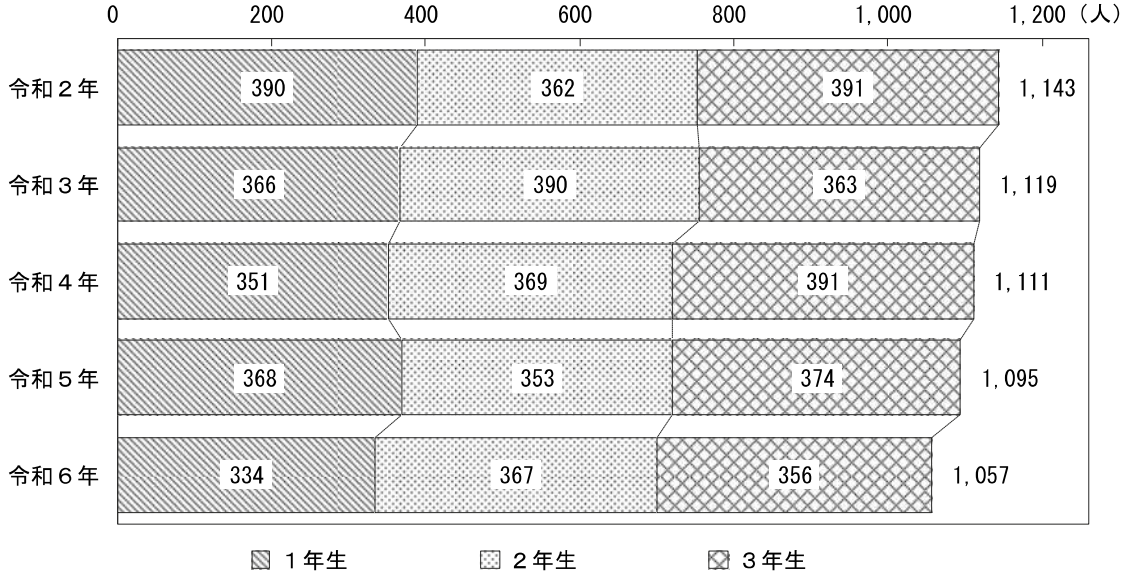

資料：図表２－８・２－９とも学校基本調査

本市の小中学校の児童生徒のうち、病気やけが、経済的な理由などの特別な事情がなく年間30日以上欠席している不登校の児童生徒数は、令和５（2023）年度に小学校で56人、中学校で96人と、ともに増加傾向にあります。

図表２－10　小中学校の不登校児童生徒数の推移

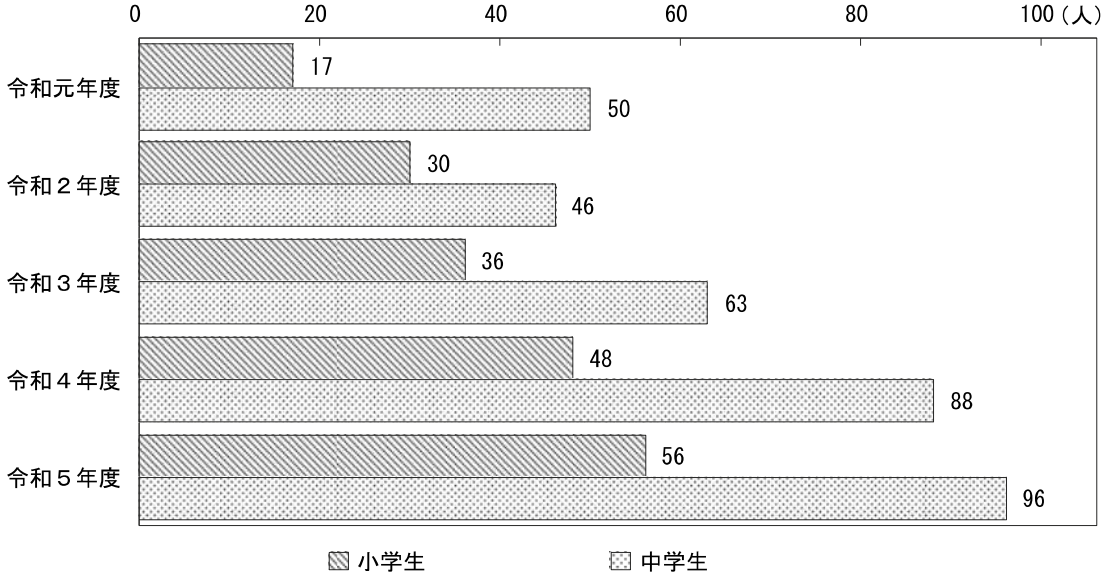

資料：「新城市の教育」

本市の小中学校におけるいじめ認知件数は、令和５（2023）年度に小学校で308件、中学校で56件と、ともに減少傾向にあります。なお、いじめが解消または一定の解消に至った件数の割合（解消率）は、令和５（2023）年度には小学校で86.0％、中学校で75.0％となっています。

図表２－11　小学校におけるいじめ認知件数の推移

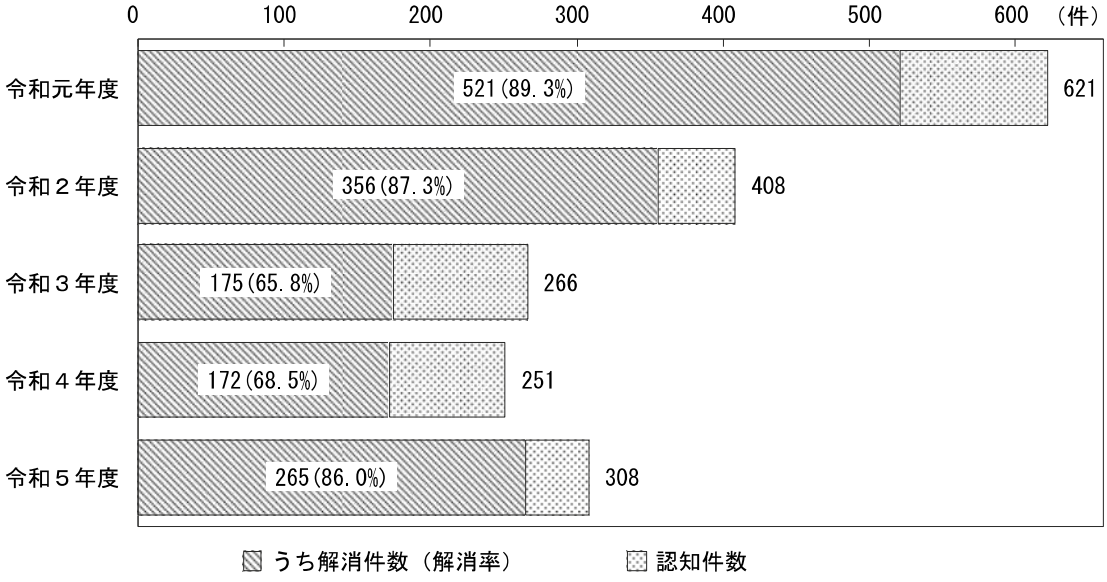

図表２－12　中学校におけるいじめ認知件数の推移

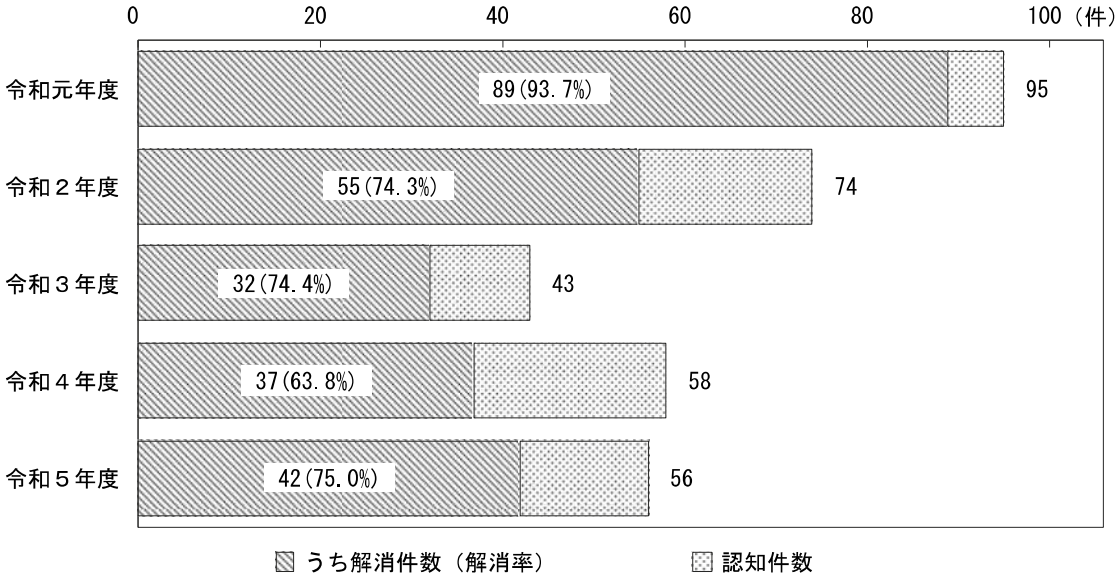

資料：図表２－11・２－12とも「新城市の教育」

(5)　障がいのある児童の状況

障害児通所支援は、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支給決定と受給者証の交付を受けることにより利用できる福祉サービスです。令和６（2024）年４月１日現在、本市の障害児通所支援支給決定者数は100人と、増加傾向にあります。

図表２－13　障害児通所支援受給者数の推移（各年４月１日）

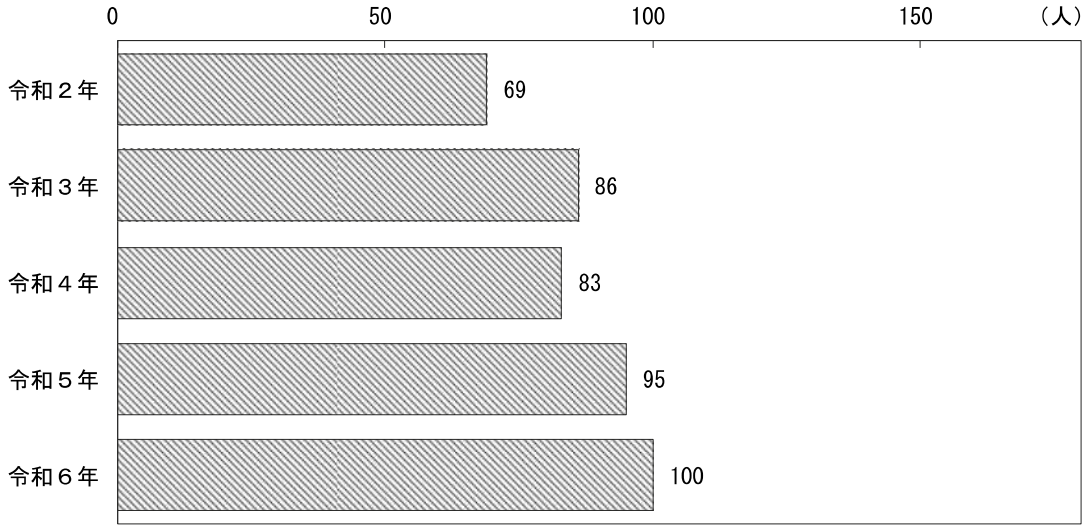

資料：「しんしろの福祉」

２　子育て世帯の状況

(1)　世帯の状況

本市の総世帯数は、令和２（2020）年の国勢調査によると、16,593世帯と、やや増加傾向にあります。このうち、単独世帯（ひとり暮らし世帯）が25.8%、核家族世帯（夫婦のみの世帯・親と子の世帯）が56.6%、その他の世帯（三世代・四世代世帯等）が17.6%を占め、平成17（2005）年から、単独世帯の割合が上昇、その他世帯の割合が低下し続けています。

図表２－14　世帯数の推移（各年４月１日）

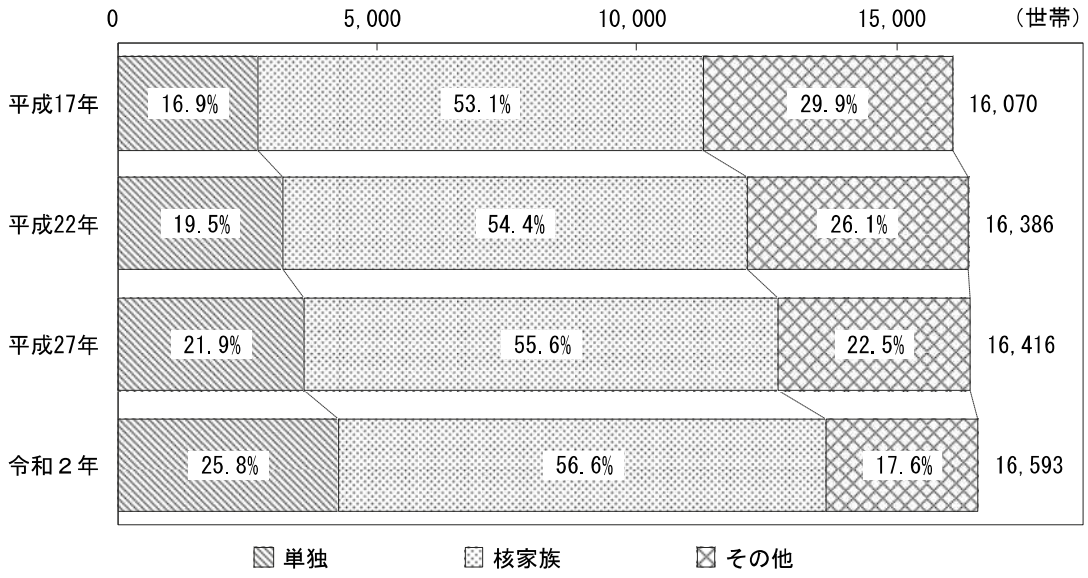

資料：国勢調査

(2)　ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数をみると、概ね300件台で推移していますが、母子世帯数、父子世帯等数とも、やや減少傾向にあります。

図表２－15　ひとり親世帯数の推移

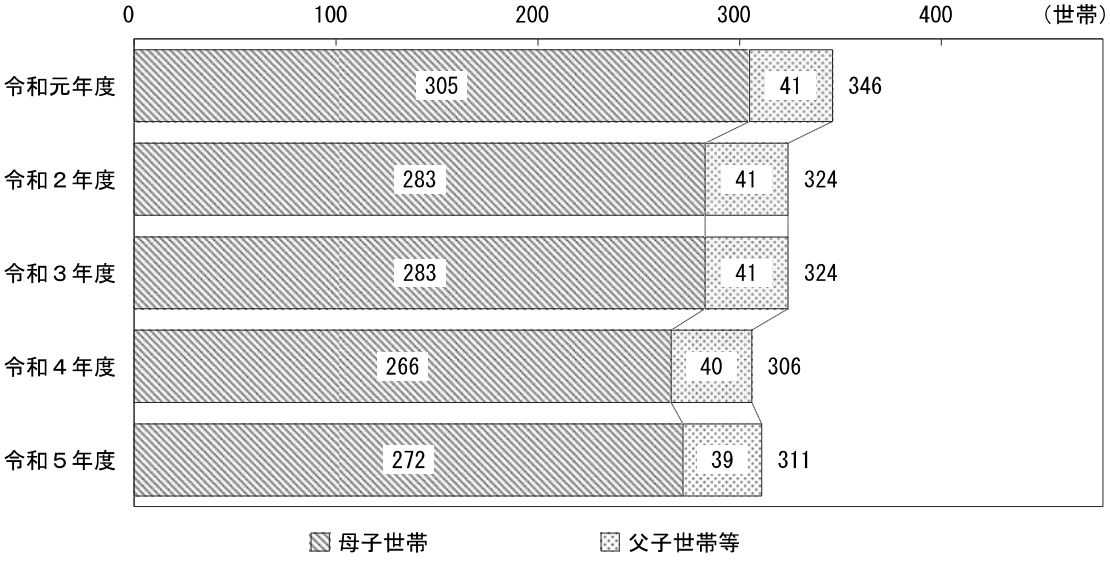

ひとり親の家庭や両親のいない家庭、親が重度の障がいの状態にある家庭で、児童を監護・養育している保護者に（児童が18歳到達年度の末日まで）支給している児童扶養手当の件数（児童数）は、概ね300件台で推移しています。

図表２－16　児童扶養手当支給件数（児童数）の推移

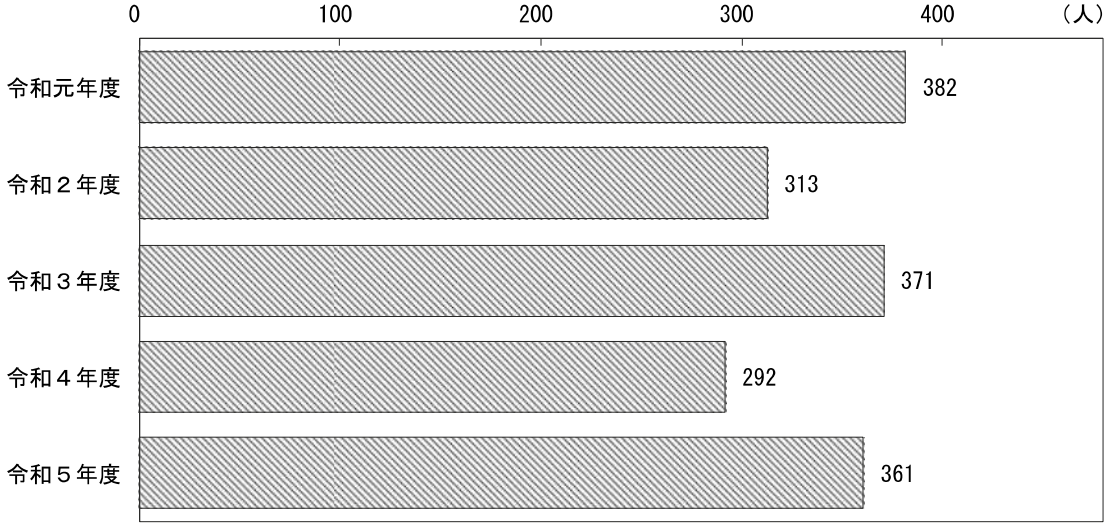

資料：図表２－15・２－16とも「しんしろの福祉」

本市では、生活保護を受けているなど、経済的に困窮している小中学生の保護者に対し、学用品費等の援助（就学援助）を行っています。その認定者数の推移をみると、小学生は200件台、中学生は100件台で、ともに横ばい傾向にあります。

図表２－17　就学援助認定者数の推移

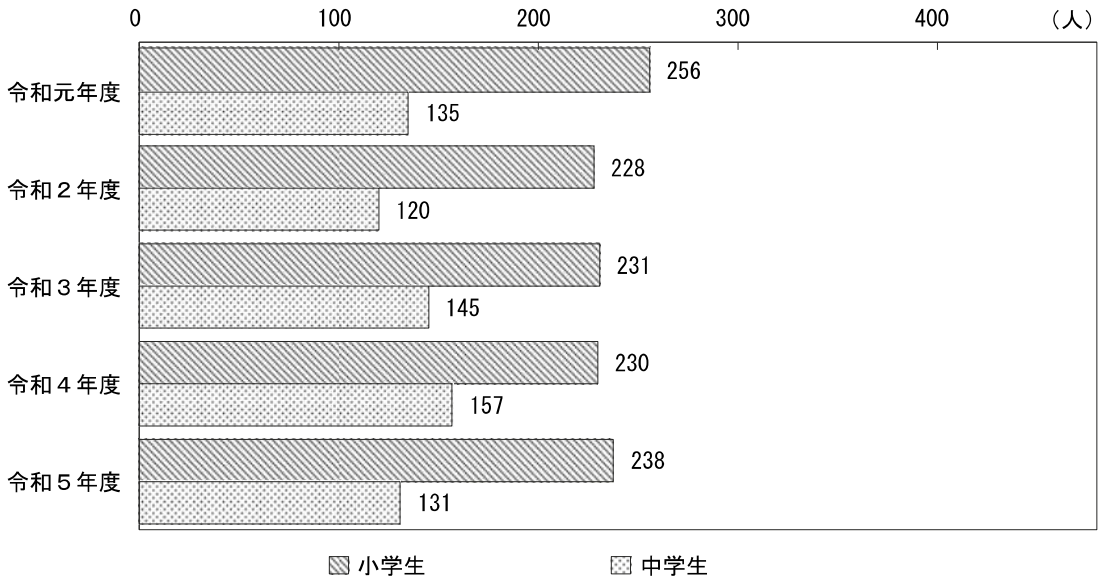

資料：「新城市の教育」

(3)　子育ての状況

子ども・子育て支援ニーズ調査において、子育てや教育を主に行っている人についてたずねたところ、就学前児童、就学児童とも、「父母とも」が６割程度を占め、「主に母親」が４割弱となっています。「父母とも」の割合が最も高いものの、「主に母親」も高いことから、全体としては、子育てや教育における母親の負担が大きいことがうかがえます。

図表２－18　主に子育て等を行っている人

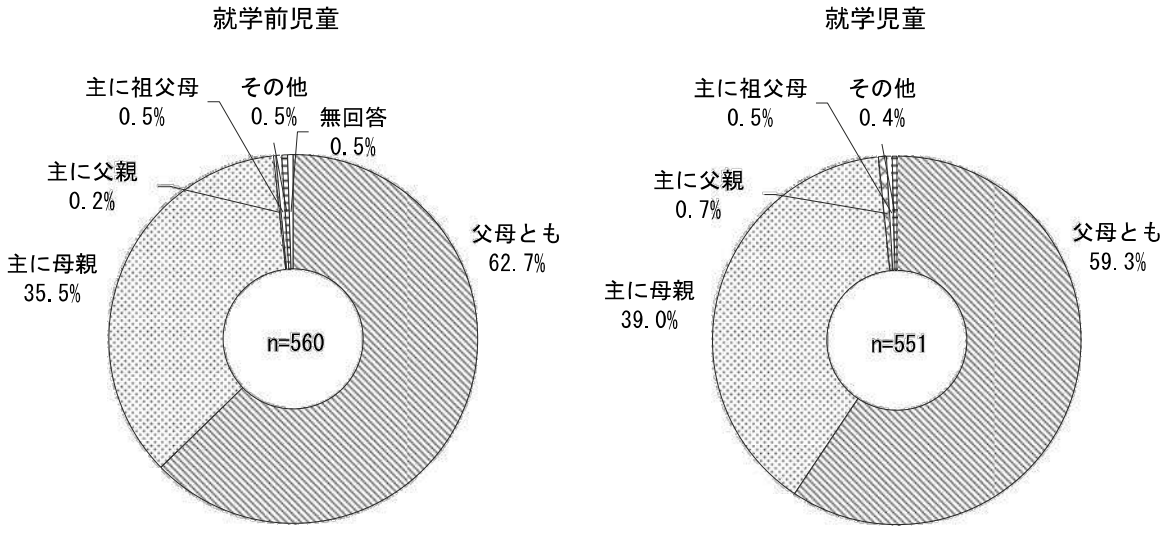

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

日頃もしくは緊急な用事のときに、子どもの面倒をみてもらえる人はいるかたずねたところ、「頼むことができる祖父母などの親族がいて、頼んでいる」（75.2%）が最も高くなっていますが、第二期計画策定時のニーズ調査（以下「平成29年調査」という。）に比べると５ポイント以上低下しています。一方、「頼むことができる祖父母などの親族がいるが、頼みにくい」（18.9%）が平成29年調査に比べると５ポイント以上上昇しており、家族関係の希薄化が懸念されます。

図表２－19　子どもの面倒をみてもらえる人（就学前児童、複数回答）

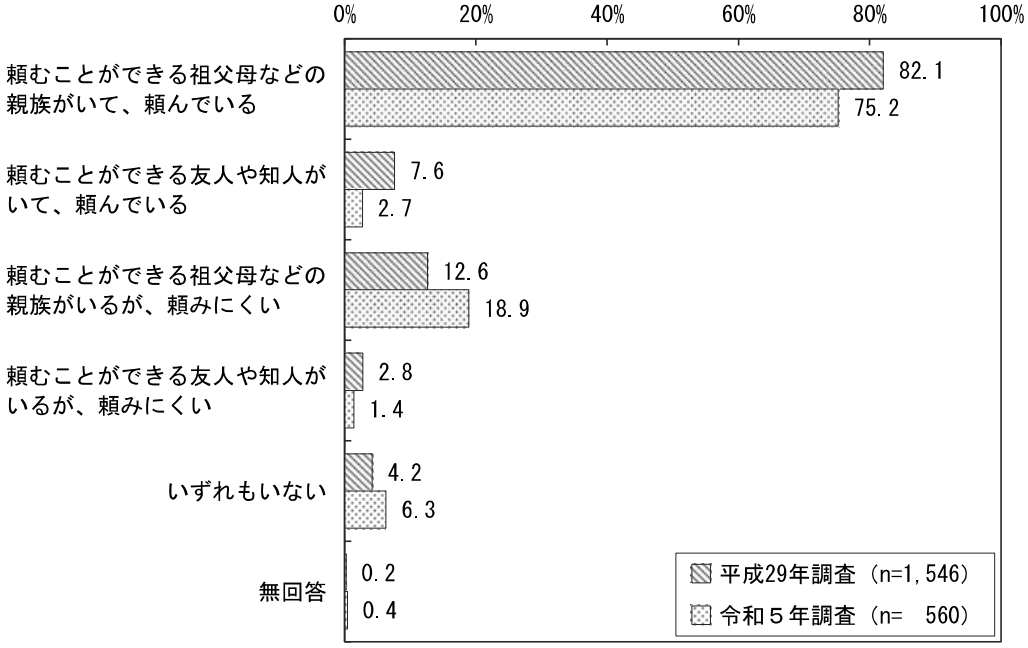

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

図表２－20は、①気軽に相談できる人や場所（いない・ない場合を除く）と②今後、相談したい人や場所についてたずねた結果です。気軽に相談できる人や場所としては、「祖父母などの家族」（87.0%）と「友人や知人」（69.4%）が高くなっていますが、今後、相談したい人や場所では、これらに比べて低くなっています。一方、今後、相談したい人や場所では、「こども園」（50.4%）や子育て支援センター、児童館などの「子育て支援施設」（28.2%）、「保健所・保健センター」（23.0%）が、気軽に相談できる人や場所に比べて高くなっています。したがって、公的機関への子育てに関する相談の潜在的ニーズがあると考えられます。

図表２－20　子育てに関する相談相手・場所（就学前児童、複数回答）

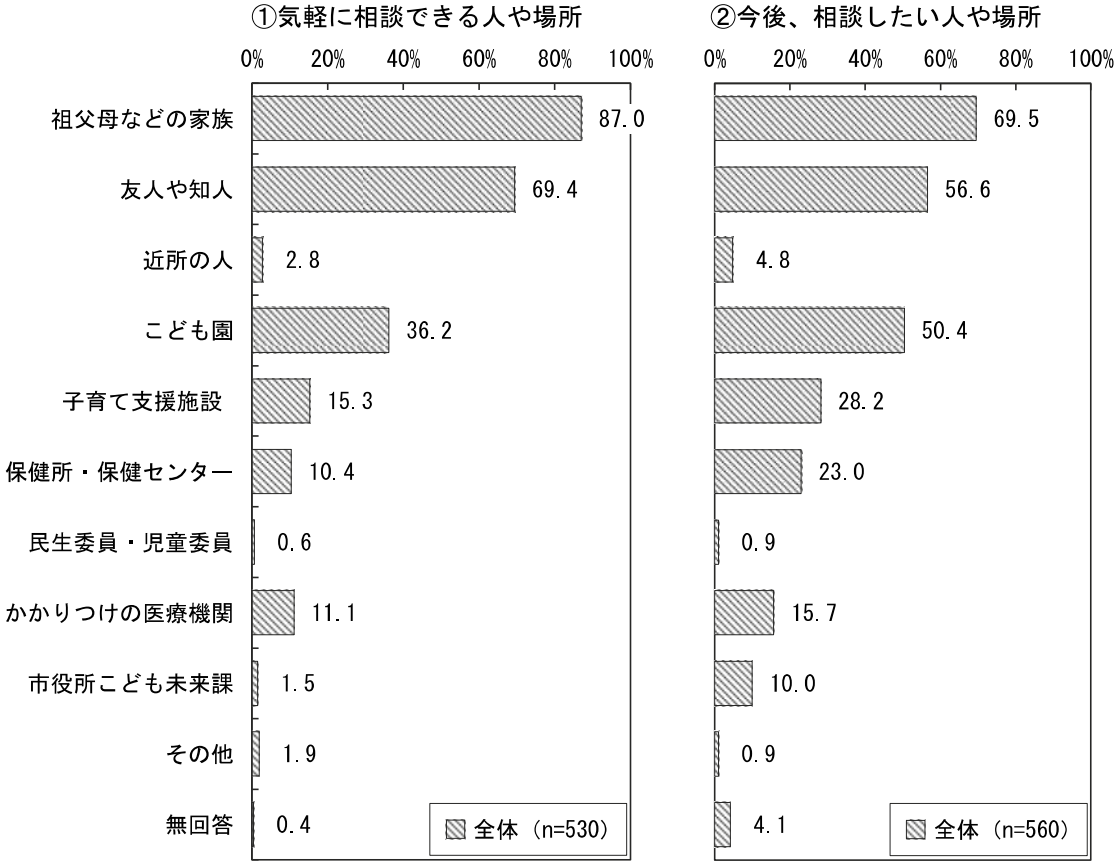

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

(4)　子育ての実感

子ども・子育て支援ニーズ調査において、子育ては楽しいかたずねたところ、就学前児童、就学児童とも、「とても楽しい」が２割程度、「つらいこともあるが楽しいことが多い」が７割以上となっています。一方、「とてもつらい」は、就学前児童では回答がありませんでしたが、就学児童では若干回答がありました。

図表２－21　子育ては楽しいか　※無回答を除く

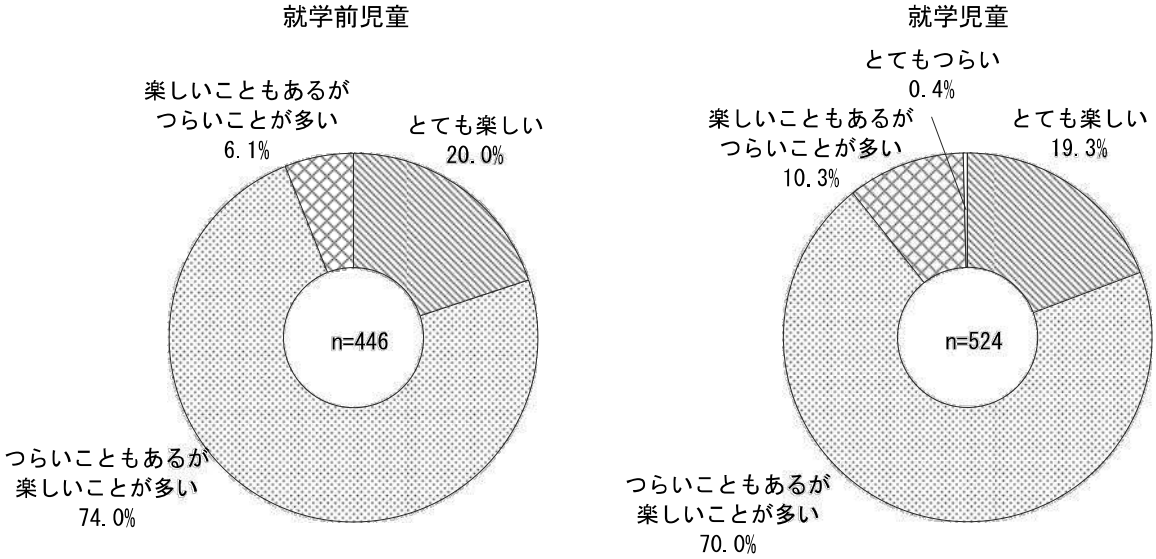

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

図表２－22は、子育てをしていてよかったと思うことは何かたずねた結果です。就学前児童、就学児童とも、「家庭が明るくなる」が最も高く、就学前児童では９割に及んでいますが、就学児童ではこれに比べて10ポイント以上低くなっています。一方、就学児童では「生活にはりあいができる」と「子育てを通じて友人ができる」が、就学前児童に比べ、10ポイント以上高くなっています。

図表２－22　子育てをしていて、よかったと思うこと（複数回答）　※無回答を除く

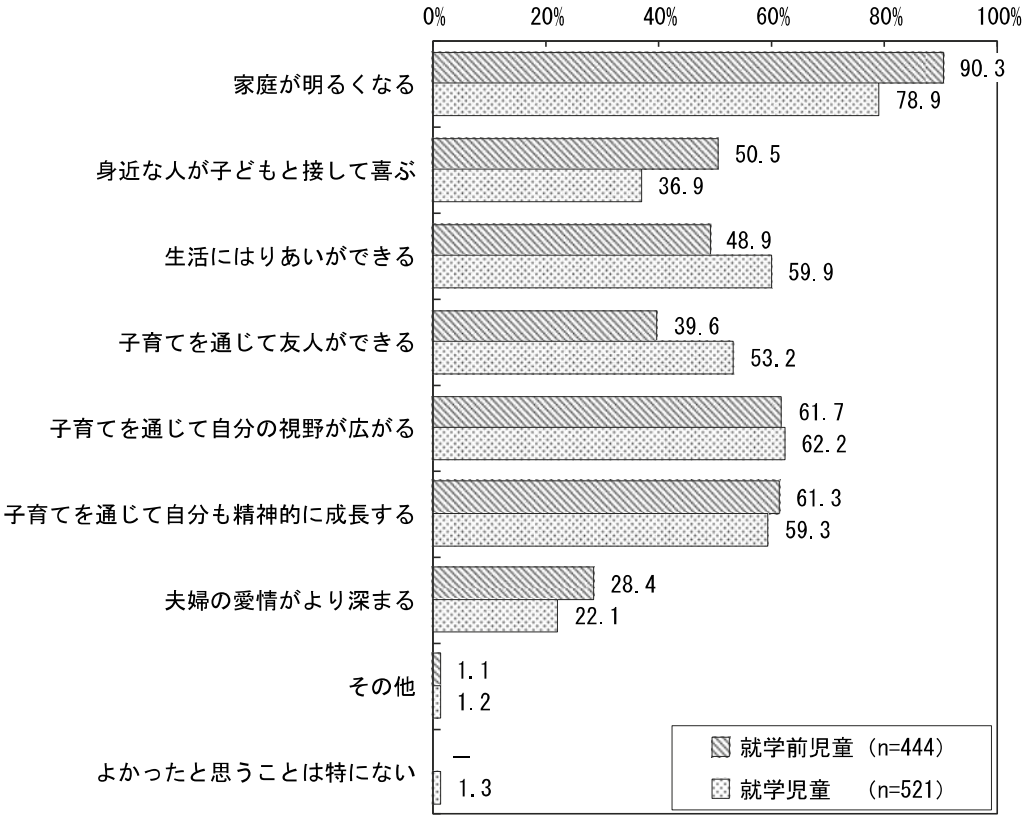

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

(5)　児童虐待の状況

児童虐待の相談に新規で対応した件数は、令和５年度で11件となっています。

子育てが楽しい、子育てをしていてよかったと子育て当事者が実感できるような環境づくりが必要と考えられます。

図表２－23　児童虐待対応件数の推移

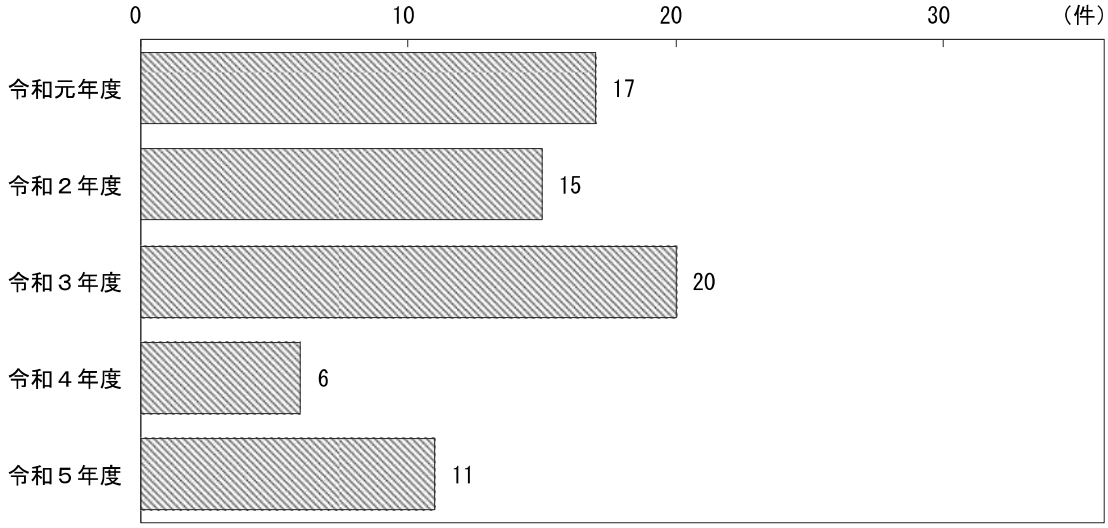

資料：福祉行政報告例

３　地域社会の状況

(1)　女性の社会進出の状況

図表２－24は、子ども・子育て支援ニーズ調査において、就学前児童の母親の就労状況をたずねた結果です。産休・育休・介護休業中を含む「フルタイム」が39.0％で、産休・育休・介護休業中を含む「パートなど」（36.4％）を上回っています。

平成29年調査に比べ、「パートなど」や「以前は働いていたが、今は働いていない」が低下する一方、「フルタイム」が大幅に上昇しており、母親（女性）の就業が進んでいることがうかがえます。

なお、父親の就労状況は、「フルタイム」が99.4％（平成29年調査：94.6％）となっています。

図表２－24　母親の就労状況（就学前児童）

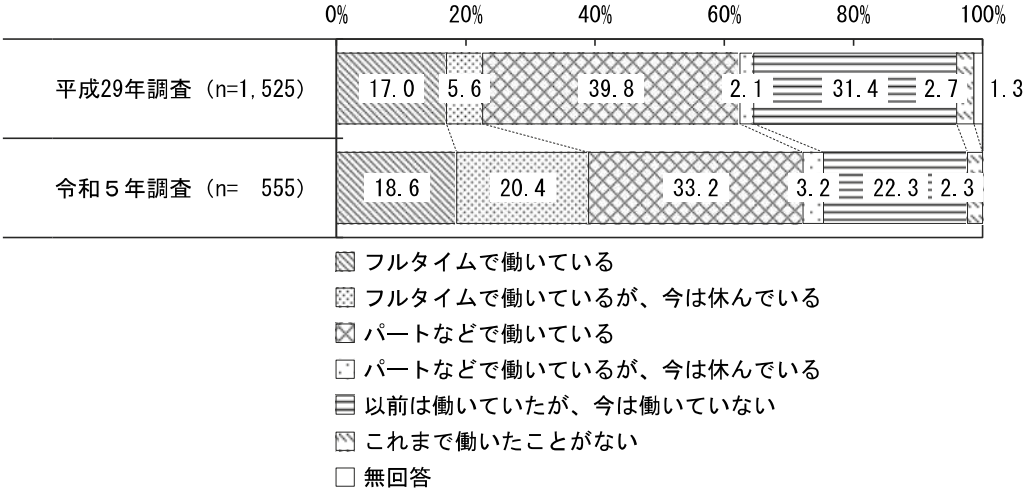

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

令和２（2020）年の女性の就業率（図表２－25）は、特に出産年齢にあたる30～34歳で低下し、35～39歳にかけて８割を下回っていますが、平成17（2005）年の女性の就業率（図表２－26）と比較すると、20～39歳にかけて上昇していることがわかります。

図表２－25　就業率（令和２年）

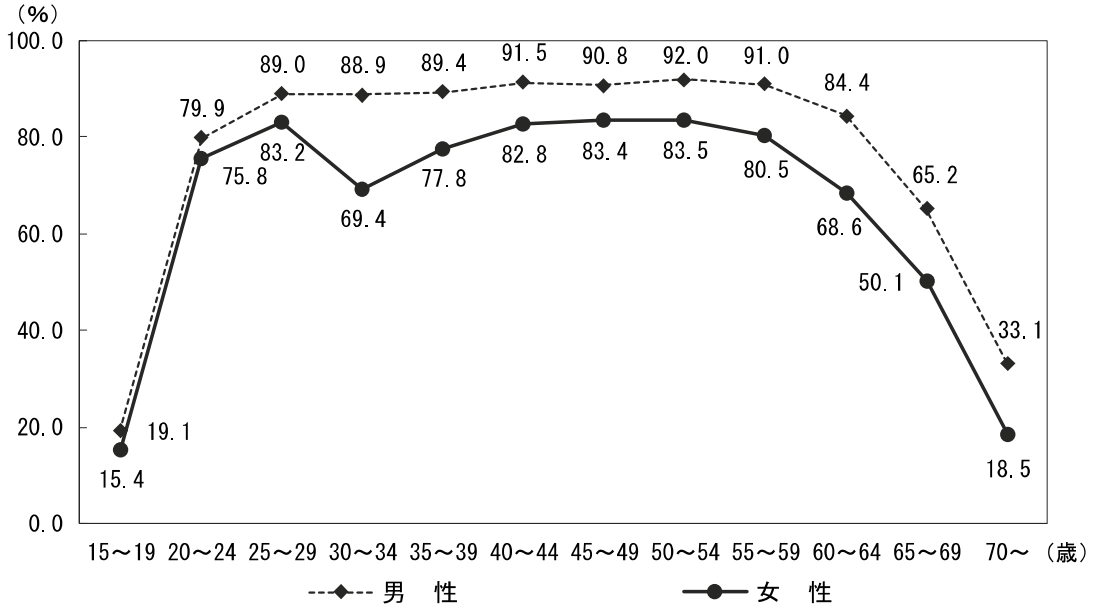

図表２－26　就業率（平成17年）

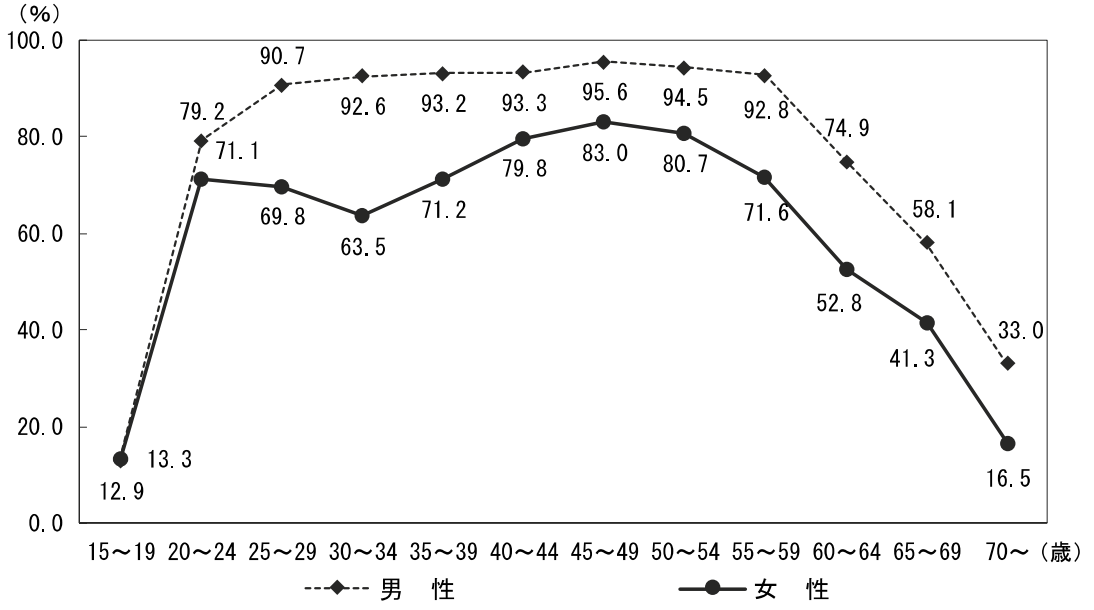

資料：図表２－25・２－26とも国勢調査

(2)　地域における支え合いの状況

子ども・子育て支援ニーズ調査と同時期に実施した福祉のまちづくりに関するアンケート調査において、お互いの生活を地域全体で支え合っていると感じるかたずねたところ、「とても感じる」（2.1%）と「やや感じる」（20.9%）を合わせた《感じる》は23.0%となっています。一方、「あまり感じない」（41.9%）と「まったく感じない」（9.9%）を合わせた《感じない》は 51.8%となっており、《感じない》が《感じる》を大きく上回っています。

母親世代の就労が進む中、子育てを支える周囲の意識の醸成を図る必要があります。

図表２－27　地域全体で支え合っているという実感

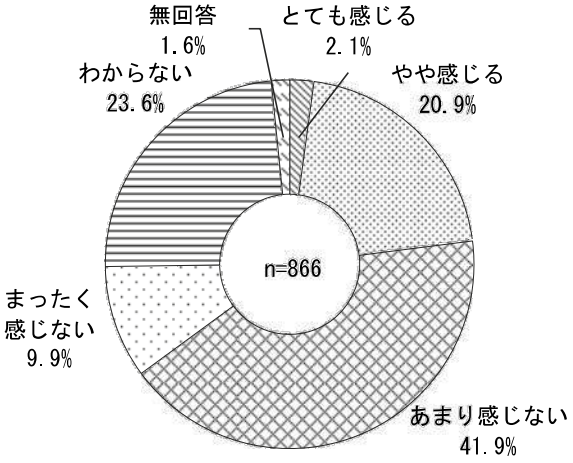

資料：福祉のまちづくりに関するアンケート調査（令和５年に福祉課において実施）

※18歳以上の市内在住者2,000を対象に実施し、866人（43.3%）の回答があった。

(3)　新城市における子育てのしやすさ

子ども・子育て支援ニーズ調査において、新城市は子育てがしやすいかたずねたところ、就学前児童、就学児童とも、「しやすい」（「大変しやすいと思う」と「どちらかというとしやすいと思う」の合計）が３割台で、「しづらい」（「非常にしづらい」と「どちらかというとしづらいと思う」の合計）を 10%前後上回っており、「しやすい」と思う人の方が多い状況です。また、就学前児童、就学児童とも、「ふつう」が３割台となっています。

図表２－28　新城市は子育てがしやすいか　※無回答を除く

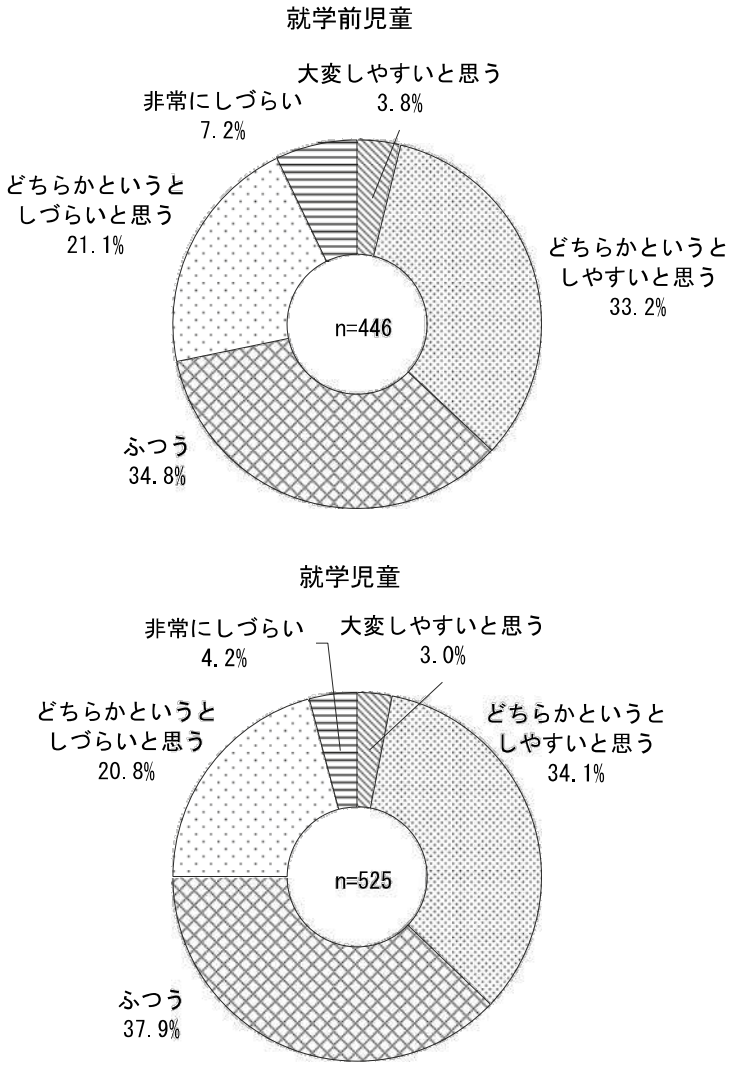

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

4　子育て支援等のニーズ

(1)　教育・保育サービスの利用状況と利用意向等

子ども・子育て支援ニーズ調査において、平日に定期的に教育・保育サービスを「利用している」(68.2%)と回答した人が利用している教育・保育サービスは、「市内のこども園（延長保育利用あり）」（48.4%）と「市内のこども園（延長保育利用なし）」（48.2%）でほとんどを占めています。

平成 29 年調査に比べ、「市内のこども園（延長保育利用なし）」が 10 ポイント程度低下する一方、「市内のこども園（延長保育利用あり）」が７ポイント程度上昇しています。

子育ての負担が大きい母親の就業が進んだことにより、延長保育の利用が進んだものと考えられます。

図表２－29　平日に定期的に利用している教育・保育サービス（就学前児童）

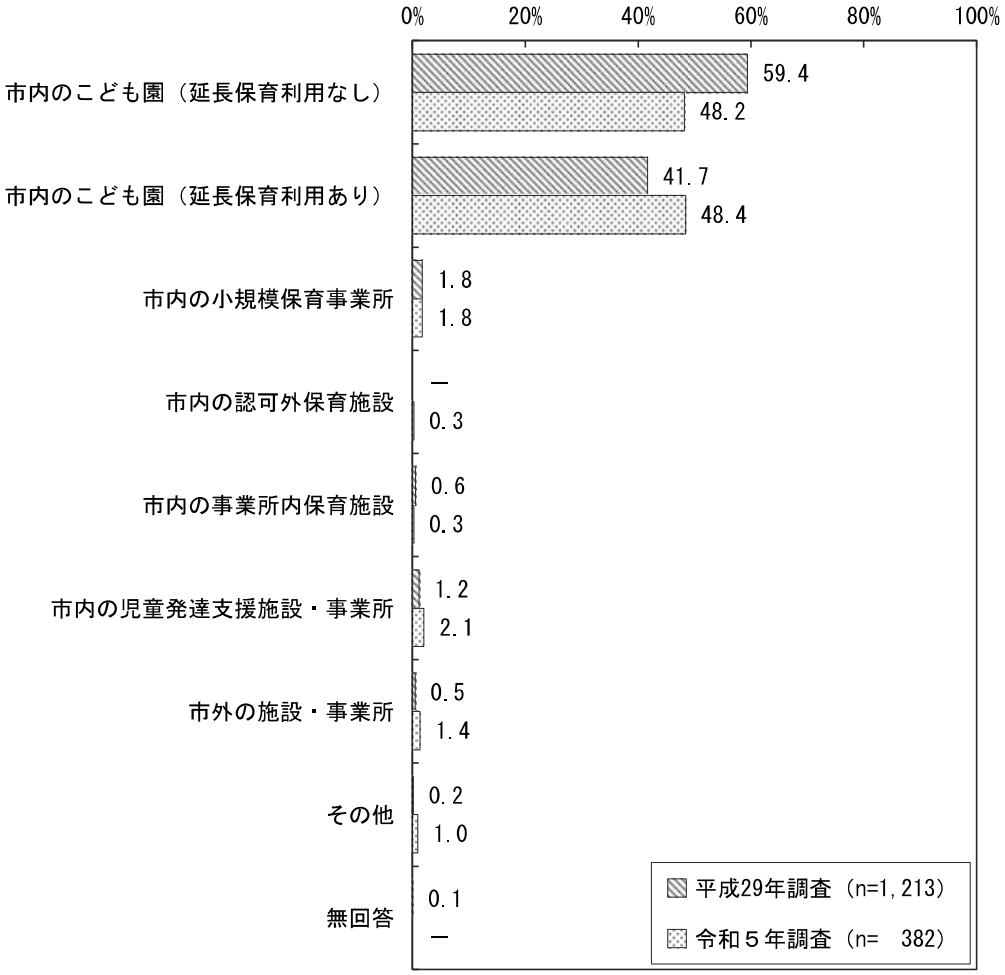

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

こども園などを、現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日（月曜日から金曜日）に「定期的に」利用したいものについてたずねたところ、「市内のこども園（延長保育利用あり）」（56.6%）が最も高く、「市内のこども園（延長保育利用なし）」（46.3%）を 10%程度上回っています。特に、３歳以上においては、「市内のこども園（延長保育利用あり）」が６割に及び、ニーズの高さがうかがえます。

図表２－30　平日に定期的に利用したい教育・保育サービス（就学前児童、複数回答）

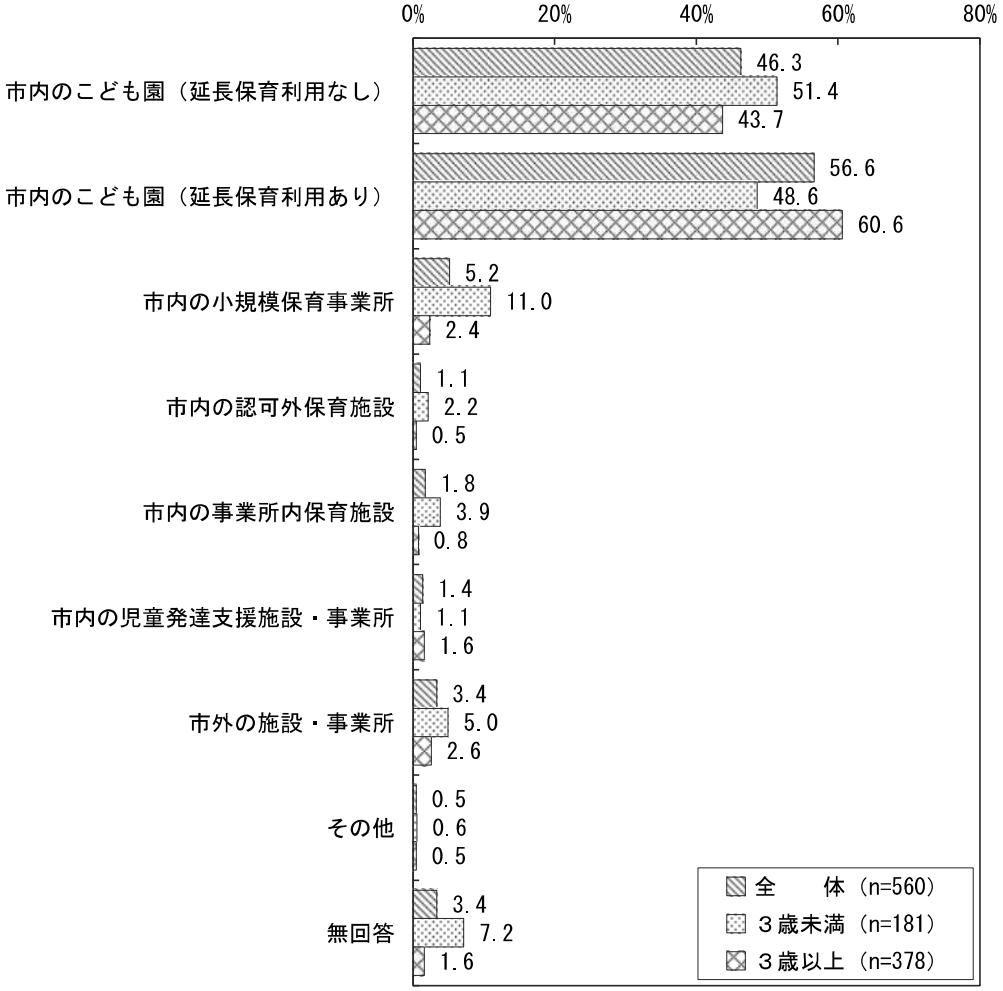

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

この１年間に、子どもが病気やけがで、こども園などを利用しなかったときが「あった」（92.1%）と回答した人に、その対処方法をたずねたところ、「母親が仕事を休んだ」（71.9%）が特に高く、平成 29 年調査と比べても、10 ポイントも上昇しています。なお、割合は高くはないものの、「父親が仕事を休んだ」も 10 ポイント上昇しています。「母親が仕事を休んだ」平均日数 12.3 日に対し、「父親が仕事を休んだ」平均日数は 5.0 日であり、母親が仕事を休むことが多い状況となっています。

図表２－31　教育・保育サービスを利用できなかったときの対処法（就学前児童、複数回答）

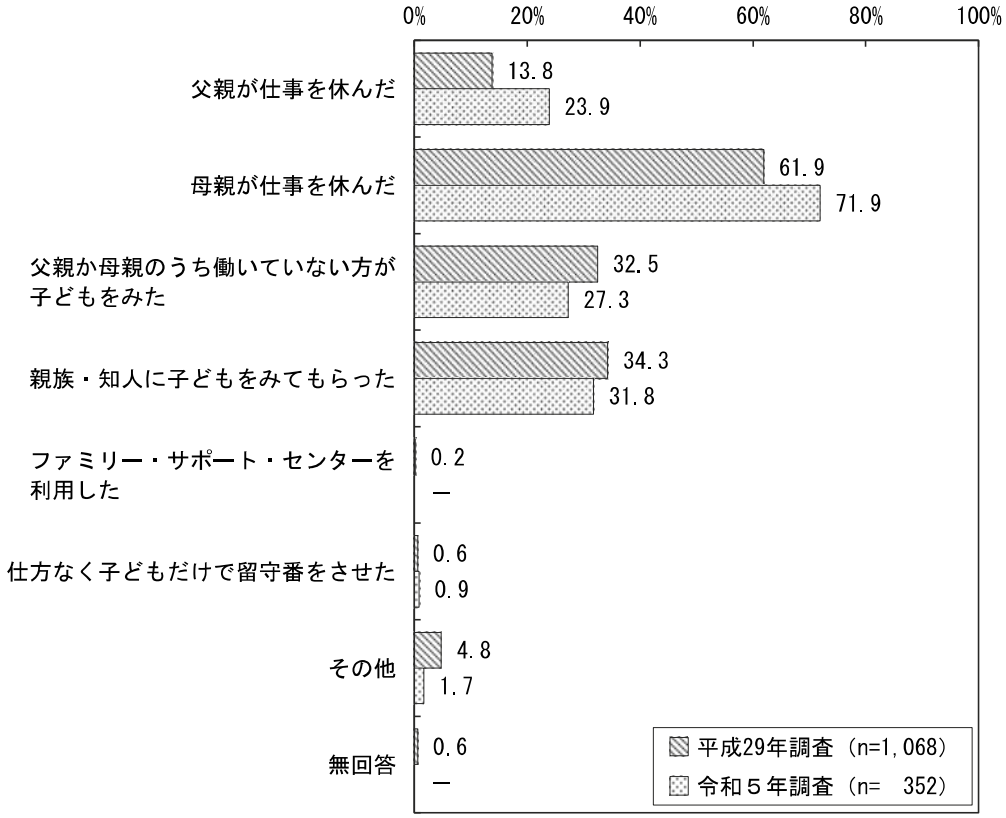

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

(2)　放課後児童クラブ（学童保育）等の利用状況と利用意向等

子ども・子育て支援ニーズ調査において、平日（月曜日から金曜日）に定期的に放課後児童クラブを利用しているかたずねたところ、１～３年生では34.9%、４～６年生では12.1%が平日に放課後児童クラブを利用しています。

図表２－32　放課後児童クラブの平日の利用状況（就学児童）

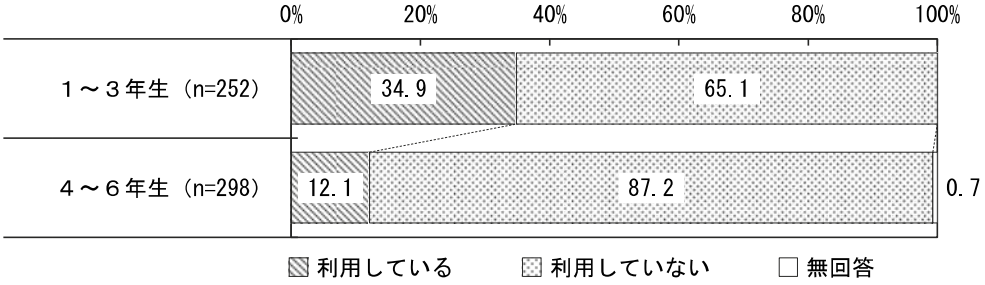

現在放課後児童クラブを利用していない就学児童の保護者に対し、今後、放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の利用を希望するかたずねたところ、１～３年生では20.1%、４～６年生では5.8%が今後の利用を希望しています。

図表２－33　放課後児童クラブの利用意向（就学児童）

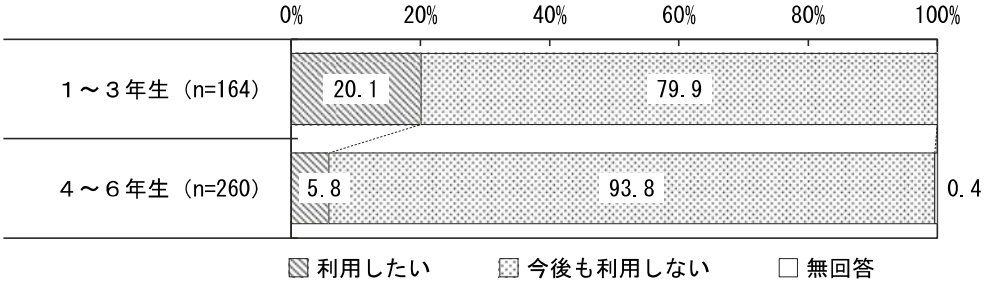

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

現在放課後児童クラブを利用している就学児童の保護者に対し、放課後児童クラブにどのようなことを希望するかたずねたところ、１～３年生、４～６年生とも、「特になし」が最も高いほか、１～３年生では「夕方の利用時間を延長する」（33.0%）、４～６年生では「朝の利用時間を延長する」（36.1%）が次に高くなっています。

図表２－34　放課後児童クラブに希望すること（就学前児童、複数回答）

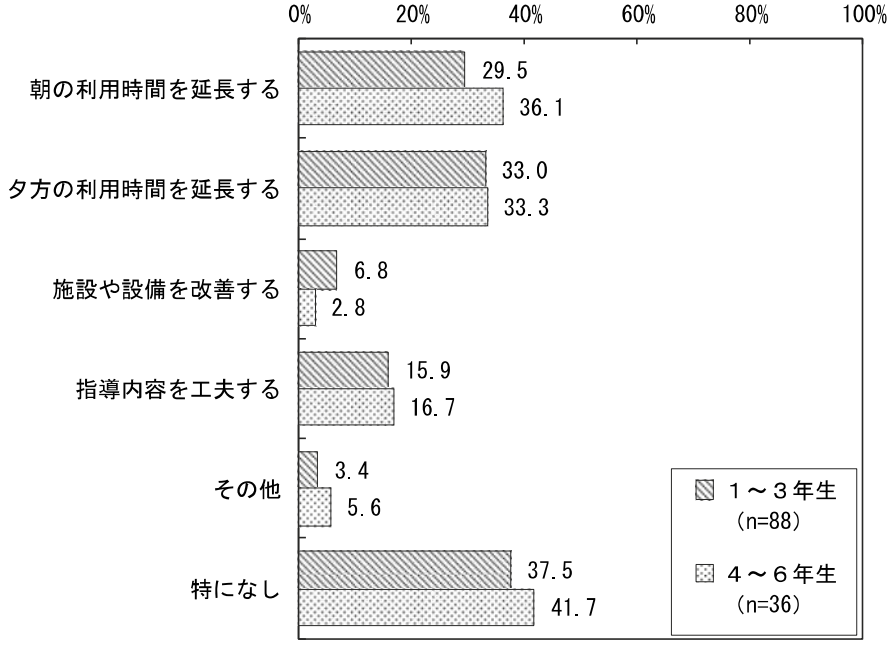

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

就学前児童の保護者に対し、小学校就学後の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、１～３年生、４～６年生とも、「自宅」が最も高いほかは、１～３年生のうちは「放課後児童クラブ」(32.7%)、４～６年生になったら「習い事」(34.3%) が高くなっています。

図表２－35　小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童、複数回答）

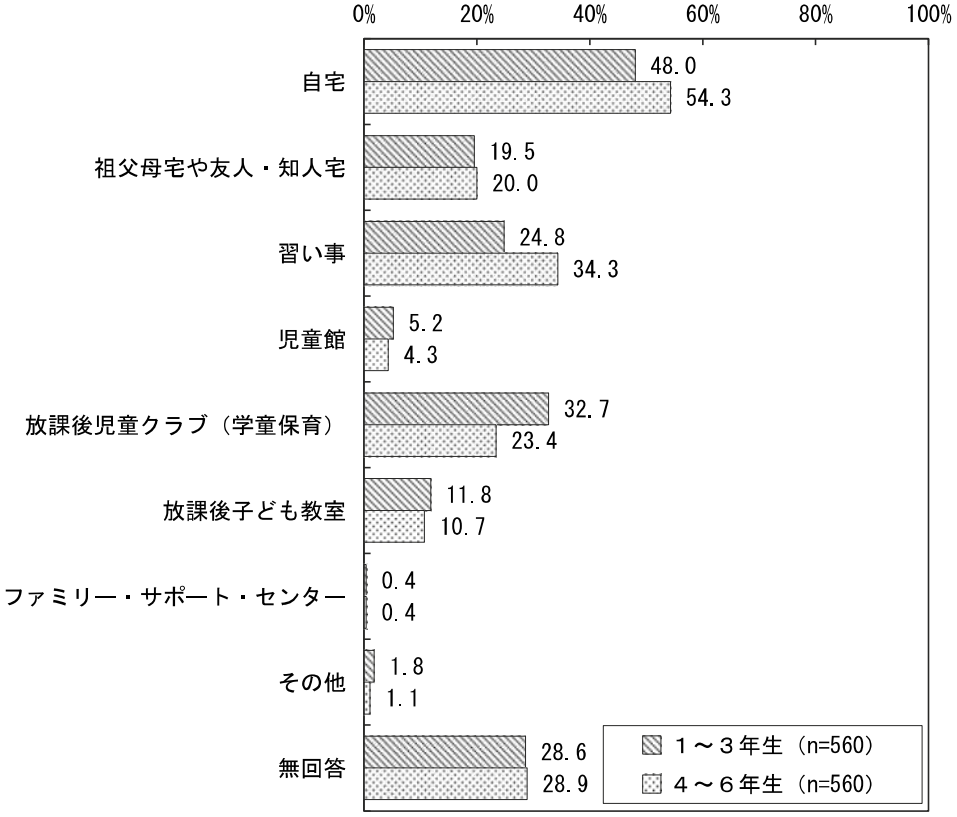

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

(3)　子育て支援センター等の利用状況

子育て支援センターの利用率は 19.3%、児童館などの利用率は 16.6%で、これらの施設等を「利用していない」が 70.0%となっています。

子どもの年齢別にみると、子育て支援センターの利用率は３歳未満が顕著に高く、「利用していない」は３歳以上が顕著に高くなっています。

図表２－36　子育て支援センター等の利用状況（就学前児童、複数回答）

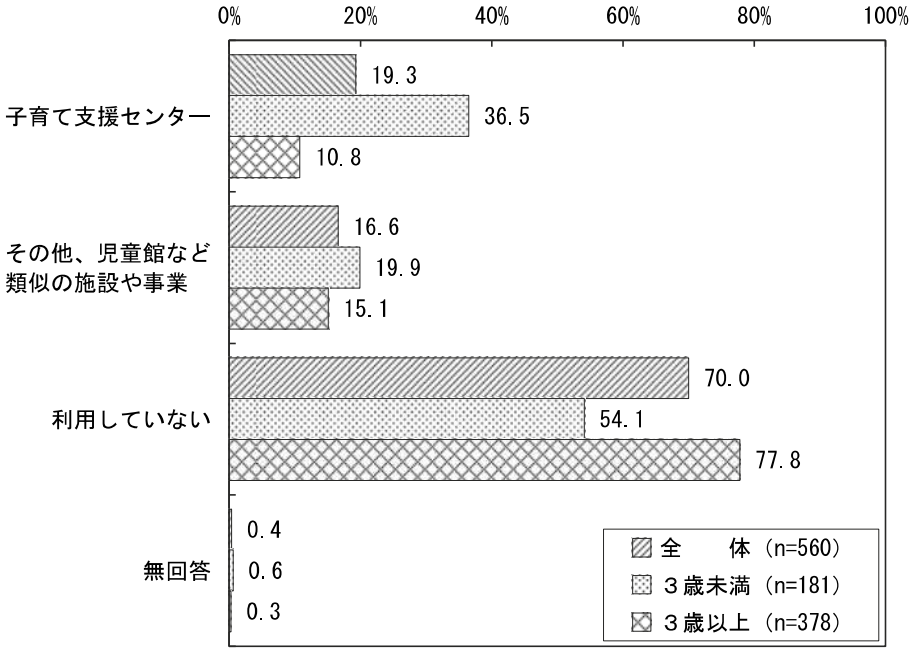

資料：子ども・子育て支援ニーズ調査

第３章　子ども・子育て支援施策の方向

1　基本理念

子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくる力です。次代を担う子どもたちが、ここしんしろに生まれ、自然と愛情に満ちた環境の中で健やかにのびのび育ち、郷土・しんしろを愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体の力で子どもの健やかな成長を支援するまちづくりをめざし、これまで様々な子どもの育成支援施策を展開してきました。

また、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的認識を前提としつつも、子育てを支えることが、保護者だけでなく一人ひとりの子どもの幸せにつながることから、安心して子どもを生み、子育ての楽しさを実感できる環境を築き、子どもとともに安全・安心に暮らすことのできるよう、地域全体の力で子育てを支援するまちづくりをめざし、様々な子育て支援施策を展開してきました。

こうしたこれまでの取り組みを継承し、さらなる取り組みへとつなげるべく、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

☆ ☆ ☆　基 本 理 念　☆ ☆ ☆

すべての子どもが健やかに育ち、育まれるまち　山の湊しんしろ

２　基本目標

基本理念「すべての子どもが健やかに育ち、育まれるまち　山の湊しんしろ」の実現に向け、子どもの健やかな成長と自ら、そして、ともに成長する力を育むとともに、子育て当事者が子育ての楽しさを実感できるよう、子育て当事者に寄り添い、負担感や不安感、孤立感等を解消し、子どもを育む力を地域全体で支えるまちづくりを推進するため、次の３つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ　「子どもの育つ力」を育む

子どもは、本来、育てられるだけでなく、自分で考えて生きる力や自ら育つ力、力を合わせて行動する力などを持っています。そうした子どもが持つ力を最大限に引き出し、子どもが自立した若者へと成長し、意欲にあふれ、次代の地域の担い手となるように支援します。また、困難を抱える子どもには、その子に応じた必要な支援を行います。

基本目標Ⅱ　「子育て当事者の子どもを育む力」を支える

子育ての当事者は、その子を育てるという大切な役割を担う一方、子育てを通じて何ものにも代えがたい喜びや幸せを感じることができます。そうした子育ての楽しさを実感できるよう、子育て当事者の負担感や不安感、孤立感等を支えるため、教育・保育や保健・医療など、多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、子どもがその生まれ育った環境により、将来にわたって左右されることのないように支援します。

基本目標Ⅲ　「地域の子育て力」を高める

核家族化の進展や地域への帰属意識の希薄化などにより、地域全体で協働し、子どもの育ちや子育てを補完する取り組みが必要とされています。地域住民一人ひとりが生きがいや充実感を持ちながらそれぞれの責任を果たすとともに、人生の各段階に応じて多様な働き方や生き方が選択できる環境づくりを推進します。また、子どもを安心して生み育てるためには、安全・安心な生活環境の整備が必要です。子どもが安全に出かけ、遊び、学び、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

３　施策の方向

ここでは、３つの基本目標「子どもの育つ力」を育む、「子育て当事者の子どもを育む力」を支える、「地域の子育て力」を高めるため施策とそれを展開するにあたっての方針を示します。

基本目標Ⅰ　「子どもの育つ力」を育む

施策１　子どもの権利の尊重

・子どもの権利について、広報「ほのか」やホームページ、ＳＮＳ等のほか、「人権週間」（12 月４～10 日）等を通じ、啓発に取り組みます。
・子どもが自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう、人権教育に取り組みます。
・こども園や学校、地域、関係機関が連携し、子どもの性被害防止やいじめの未然防止を図りつつ、早期に発見・対応により、子どもの権利を守ります。

施策２　子どもが輝く育ちの推進

・子どもとその保護者、それぞれのこころとこころがかよう育ちを推進します。
・新たなことへの挑戦や失敗、再挑戦などの経験により、子どもが自ら育つ力と自信を持ち、生涯を生き抜く力を育みます。
・子ども自ら、問題を発見し、対応策を見出して解決していく行動力を養う子ども主体の育ちを推進し、未来をつくる力を育みます。
・安全・安心な教育環境の整備や教員の指導力の向上に取り組みます。

施策３　子どもの健やかなこころとからだの成長の支援

・「時を守り　早ね　早おき　朝ごはん」（新城共育１２より）の普及を図り、規則正しい生活が確立できるよう、こころとからだの健康づくりを推進します。
・食に関する知識と食を選択する力を習得し、こころとからだの健康づくりと豊かな人間形成が図られるよう、食育を推進します。
・悩みを抱える子どもが相談しやすい環境をつくるなど、こころの健康づくりに取り組みます。

施策４　様々な困難を抱える子どもへの支援

・不登校やひきこもり、ヤングケアラー、貧困などの困難を抱える子どもやその保護者等が気軽に相談できる体制を整備するとともに、関係機関と連携して支援に取り組みます。

・障がいのある子どももない子どもとともに学び、遊ぶことができるような環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもの発達段階に応じたきめ細かな支援と切れ目ない支援に取り組みます。

・外国籍の子どもが日本語や生活習慣を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。

施策５　次代の地域の担い手育成

・次代の地域の担い手として、世代のリレーができるよう、今の子どもたちが、将来、子どもを生み育てていくことの意義や親としての役割、いのちの大切さなどについての理解を深めます。

基本目標Ⅱ　「子育て当事者の子どもを育む力」を支える

施策１　妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援

・こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の両面からの一体的な相談支援を行うとともに、本市が設置している「しんしろ助産所」や関係機関と連携し、妊娠前の健康管理に対する知識の普及や妊娠、出産、育児の切れ目のない支援体制の整備に努めます。

・妊婦が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導等を行うとともに、一般不妊治療費の助成、妊婦のための支援給付金の交付により、経済的負担の軽減を図ります。

・母親の産後の心身のケアと育児の支援に努めるとともに、母子が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導、予防接種、医療費助成等を行います。

施策２　子育て支援サービス等の充実

・こども家庭センターにおける相談支援のほか、子育て支援センターにおける子育ての当事者同士の交流を通じ、子育てへの不安や孤立感の解消を図ります。

・こども園における教育・保育体制の確保に取り組むとともに、さらなるサービスの拡充と質の向上に努めます。

・多様なニーズに対応できるよう、幼保連携型認定こども園の設置に向けて取り組みます。

・こども園再編・整備計画に基づき、こども園の再編や改修を計画的に進めます。

・延長保育や一時預かり保育、病児保育などの提供体制の確保に努めます。

・新城市子育て応援アプリにおける子育て情報の充実に努めるとともに、活用の促進を図ります。

・子育て当事者の経済的な負担の軽減に努めるとともに、多子世帯等への支援に取り組みます。

※「幼保連携認定こども園」とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、機能をはたすタイプの認定こども園です。

施策３　ひとり親家庭等への支援

・ひとり親家庭等からの相談に対応する体制を確保するとともに、自立に向け、住居等の確保にかかる支援や就労支援等に取り組みます。

・配偶者等からの暴力（ＤＶ）の被害者とその子どもの相談に対応するとともに、一時保護や自立に向けた支援等に努めます。

施策４　子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

・現在の子どもの貧困を解消しつつ、将来の貧困の連鎖を断ち、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、困窮状態にある家庭に対し、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援に取り組みます。

・子どもの貧困がその保護者の責任の問題としてのみ捉えられることのないよう、正しい理解の啓発に努めます。

施策５　子育て意識の醸成と子どもへの虐待の防止

・子育て当事者が子育てで喜びや幸せを実感できるような環境づくりを推進し、新城市で子育てをしたい、子育てをしてよかったと思われるようなまちづくりをめざします。

・子育て意識の醸成や児童虐待の防止に向け、広報「ほのか」やホームページ、ＳＮＳ等のほか、「児童虐待防止推進月間」（11 月）等を通じ、啓発に取り組むとともに、地域や関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・対応に努めます。

基本目標Ⅲ　「地域の子育て力」を高める

施策１　仕事と生活の調和の推進

・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図り、子育て時間の確保を促進します。

・企業等に対し、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業を取得しやすい環境づくりなどを働きかけることにより、共働き・共育てを推進します。

・性別にかかわらず、多様な働き方や生き方が選択できるよう、学校教育や生涯教育において男女平等の啓発に取り組みます。

施策２　地域住民に対する子育て意識の醸成

・地域住民に対し、子育て支援の重要性について関心と理解を深め、子育てに関わろうとする意識の醸成を図るとともに、子育て支援活動への参画を促進します。

・ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、提供体制の確保に努めます。

施策３　子どもの居場所づくり

・子どもが自由に遊び、学ぶことができ、他の子どもや地域の様々な人とふれあうことができるよう、児童館や地域交流の場など、安全・安心な居場所の確保に取り組みます。

・放課後児童クラブの受入体制の確保に努めるとともに、受入時間の拡大などサービスの拡充と質の向上に努めます。

施策４　安全・安心な環境の整備

・交通事故や犯罪、ネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努めます。

・子どもやその保護者等が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めます。

・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を推進します。

施策５　地域福祉の推進

・地域住民自ら、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、福祉意識の醸成や住民同士の交流の促進に取り組みます。

・地域住民自ら解決することが困難な生活上の課題について、気軽に相談でき、的確な支援が受けられるよう、包括的な支援体制を充実するなど、地域福祉を支える体制づくりを推進します。

・「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の周知を図るとともに、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤福祉従事者及び事業者並びに福祉に関する団体の社会的評価の向上に取り組みます。

第４章　子ども・子育て支援事業の円滑な実施

１　制度の概要

子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」とこれに基づき示される基本指針を踏まえ、年度ごとの事業量の見込みとその確保方策（提供量）等を計画し、それに基づき実施することとされています。

子ども・子育て支援制度は、認定こども園等における教育・保育に関する「子ども・子育て支援給付」（児童手当等は除く）と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

図表４－１　市町村における「子ども・子育て支援給付」（児童手当等は除く）

	子ども・子育て支援給付
１	施設型給付（特定教育・保育施設） ・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
２	地域型保育給付（地域型保育事業） ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業

令和４年６月の「児童福祉法」等の改正、令和６年６月の「子ども・子育て支援法」等の改正により、子ども・子育て支援事業の充実に向け、主に次の事業が追加されました。

・妊婦等包括相談支援事業

・子育て世帯訪問支援事業

・児童育成支援拠点事業

・親子関係形成支援事業

・産後ケア事業

・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

図表４－２　「地域子ども・子育て支援事業」

法律上の事業		本市における事業	掲載頁
1	利用者支援事業 （妊婦等包括相談支援事業を含む）	利用者支援事業 （妊婦等包括相談支援事業を含む）	52
2	時間外保育事業	延長保育事業	54
3	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	55
4	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	56
5	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	57
6	養育支援訪問事業 要保護児童等支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業	養育支援訪問事業 要保護児童等支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 － －	58 58 59 59
7	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業	60
8	一時預かり事業	一時保育事業	61
9	病児保育事業	病児・病後児保育事業	62
10	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	63
11	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	65
12	産後ケア事業	産後ケア事業	66
13	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ＊令和８年度から制度開始予定	－	67
14	実費徴収に係る補足給付事業	－	67
15	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	－	67

２　教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域として、教育・保育提供区域を定めることとしています。

この計画における教育・保育提供区域は、第二期計画に引き続き、市全域を１つの区域として設定します。

３　子どもの人口推計

子ども・子育て支援事業の年度ごとの量の見込みとその確保方策等を定めるにあたり、事業の対象となる子どもの人数を踏まえる必要があります。

本市の子どもの人口推計は、「新城市こども園再編・整備計画」（令和６年７月）の策定にあたり５歳児以下の子どもの人口推計を実施しており、それを踏まえて事業の対象となる年齢（小学生まで）の人口を求めると、次のとおりとなります。令和９年には、５歳以下の子どもが 1,000 人以下に、小学生までの数が 2,540 人まで減少すると予測されます。

図表４－３　子どもの人口推計　　単位：人

区分	令和６年※	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０歳	142	144	136	130	125	121
１歳	155	149	151	143	137	132
２歳	192	160	153	155	147	141
３歳	207	198	165	158	160	152
４歳	241	208	199	166	159	161
５歳	257	242	209	200	167	160
小計	1,194	1,101	1,013	952	895	867
６歳	258	258	243	210	201	168
７歳	290	261	261	246	213	204
８歳	306	291	262	262	247	214
９歳	333	309	294	265	265	250
10歳	366	333	309	294	265	265
11歳	351	368	335	311	296	267
小計	1,904	1,820	1,704	1,588	1,487	1,368
合計	3,098	2,921	2,717	2,540	2,382	2,235

※令和６年は４月１日時点の状況（実績）

4　事業の量の見込みと確保方策等

ここでは、今後の子どもの人口推計をもとに、令和５年に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果やこれまでの利用実績などを総合的に勘案して算出した、教育・保育（子ども・子育て支援給付）と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等を示します。

Ⅰ　教育・保育（子ども・子育て支援給付）

特定教育・保育施設としては、幼稚園、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）があり、本市では保育所型認定こども園を 15 か所運営しています。

また、市町村が認可する地域型保育事業として、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があり、市内には小規模保育事業を行う施設が２か所あります。

なお、施設の利用にあたっては、子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があり、その区分は次の３区分です。施設利用に係る給付にあたっては、公正かつ適正な支給に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等について、必要に応じて、検討を行います。

図表４－４　子ども・子育て支援給付支給認定区分

区　　分	１号認定	２号認定	３号認定
対象年齢	満３歳以上の小学校就学前の子ども		満３歳未満の子ども
対象条件	２号認定以外の子ども	保護者の就労または疾病、その他の国の定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な場合	

このほかにも、国が直接支援する企業主導型保育事業を行う施設と市町村が支援する認可外保育施設があります。なお、認可外保育施設などの特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使にあたっては、県と連携して取り組みます。

第二期の実績

教育・保育の提供量に不足はなく、待機児童はいない状況ですが、０～２歳児は、年齢が上がるほど利用率が高い傾向にあります。

図表４－５　教育・保育の利用実績等　　単位：人・％

区分			１号	２号	３号		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
令和２年度	①子どもの人口		902		213	246	249
	②利用実績（園児数）		249	634	28	92	140
	③提供量（定員数）		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		138	149	17	48	47
	利用率（②／①）		27.6	70.3	13.1	37.4	56.2
令和３年度	①子どもの人口		846		185	228	251
	②利用実績（園児数）		237	586	11	89	125
	③提供量（定員数）		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		150	197	34	51	62
	利用率（②／①）		28.0	69.3	5.9	39.0	49.8
令和４年度	①子どもの人口		799		181	189	233
	②利用実績（園児数）		244	526	9	78	127
	③提供量（定員数）		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		143	257	36	62	60
	利用率（②／①）		30.5	65.8	5.0	41.3	54.5
令和５年度	①子どもの人口		747		146	186	195
	②利用実績（園児数）		202	509	6	78	123
	③提供量（定員数）		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		185	274	39	62	64
	利用率（②／①）		27.0	68.1	4.1	41.9	63.1
令和６年度	①子どもの人口		705		142	155	192
	②利用実績（園児数）		159	502	13	65	114
	③提供量（定員数）		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		228	281	32	75	73
	利用率（②／①）		22.6	71.2	9.2	41.9	59.4

第三期の計画

教育・保育へのニーズには対応できると考えますが、１～２歳児については、母親の就労状況を踏まえ、利用率が高い傾向が続くと見込まれます。

図表４－６　教育・保育の量の見込みと確保方策　　単位：人・％

区分			１号	２号	３号		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①子どもの推計人口		648		144	149	160
	②量の見込み		161	451	10	62	98
	③確保方策		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		226	332	35	78	89
	利用率（②／①）		24.8	69.6	6.9	41.6	61.3
令和8年度	①子どもの推計人口		573		136	151	153
	②量の見込み		142	399	9	63	94
	③確保方策		387	783	45	140	187
	内訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		245	384	36	77	93
	利用率（②／①）		24.8	69.6	6.6	41.7	61.4
令和9年度	①子どもの推計人口		524		130	143	155
	②量の見込み		130	365	9	60	95
	③確保方策		324	666	42	117	158
	内訳	特定教育・保育施設	324	666	36	110	149
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		194	301	33	57	63
	利用率（②／①）		24.8	69.7	6.9	42.0	61.3
令和10年度	①子どもの推計人口		486		125	137	147
	②量の見込み		121	339	8	57	90
	③確保方策		324	666	42	117	158
	内訳	特定教育・保育施設	324	666	36	110	149
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		203	327	34	60	68
	利用率（②／①）		24.9	69.8	6.4	41.6	61.2
令和11年度	①子どもの推計人口		473		121	132	141
	②量の見込み		117	330	8	55	86
	③確保方策		324	666	42	117	158
	内訳	特定教育・保育施設	324	666	36	110	149
		地域型保育事業	－	－	6	7	9
		企業主導型保育事業	－	－	－	－	－
		認可外保育施設	－	－	－	－	－
	過不足（③－②）		207	336	34	62	72
	利用率（②／①）		24.7	69.8	6.6	41.7	61.0

今後の取り組み

・「新城市こども園再編・整備計画」に基づき、施設の老朽化や耐震化も踏まえ、今後、入所人員が恒常的に 20 人を下回る場合、かつ、３歳以上児で 10 人以上の集団が確保できない場合は、再編を前提とした整備を検討することとし、「集団の育ち」と安全・安心の確保を図ります。

・すべての子どもが健やかに育つことができるよう、教育・保育に携わる保育士や幼稚園教諭等の確保と育成に努めます。

・多様なニーズに対応できるよう、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の設置に取り組みます。

・障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国籍の子どもなど、支援が必要な子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、関係機関と連携するとともに、保育士や看護師等の確保と育成に努めます。

・すべての子どもが小学校等での学習や生活に円滑に移行できるよう、こども園と小学校等との連携を図ります。

Ⅱ　地域子ども・子育て支援事業

①　利用者支援事業

子どもや保護者が身近な場所において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じる事業です。

第二期の実績

こども未来課児童養育支援室に、「子育てコンシェルジュ」１人を配置するとともに、子育て世代包括支援センターを設置して児童福祉と母子保健の連携を図ってきましたが、これらをさらに発展し、令和６年４月からはこども家庭センター「みらいこ」を開設して妊産婦から子育て家庭、子どもへの情報提供や相談支援を行っています。

図表４－７　利用者支援事業の実績

区　分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
基本型（子育てコンシェルジュ）	配置数（人）	1	1	1	0	1
	相談件数（件）	71	68	84	0	86

※令和６年度は見込み

第三期の計画

こども未来課に「子育てコンシェルジュ」１人を配置するとともに、こども家庭センター「みらいこ」を中心に、妊婦等包括相談支援事業として妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援に取り組みます。併せて、妊婦のための支援給付交付金を支給し効果的に組み合わせて実施します。また、こども園や子育て支援センターなどの住民に身近な相談機関と連携し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

図表４－８　利用者支援事業の量の見込みと確保方策

区　分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型（子育てコンシェルジュ）	量の見込み（人）	1	1	1	1	1
	確 保 方 策（人）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保方策（か所）	1	1	1	1	1

図表４－９　妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

区　分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
妊娠届出数（人）	145	140	135	130	125
１人当たり面談回数（回）	3	3	3	3	3
面談延回数（回）	435	420	405	390	375

今後の取り組み

・妊娠届出時や妊娠後期の面談、乳児全戸訪問の機会を活用し、情報提供や相談支援を行うとともに、必要な支援につなぎます。また、子育てをしている親やこれから子どもを産み育てたいと考えている人が必要な情報を得られるよう、新城市子育て応援アプリや子育てガイドブック、広報紙などを活用し、庁内関係各課と連携した情報提供に努めます。

②　延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、認定こども園等において通常の開所時間を延長して保育を行う事業です。

第二期の実績

午後６時を超える延長保育を実施しているこども園は６園で、小規模保育事業を実施する施設では１か所で実施しています。

図表４－10　延長保育事業（時間外保育事業）の実績

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用児数（人／月）	26	43	27	26	26
実施施設数（か所）	7	7	7	7	7

※令和６年度の利用児数は見込み

第三期の計画

既存の６か所のこども園と１か所の小規模保育事業を実施する施設における提供体制の確保を図ります。

図表４－11　延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策　　単位：人／月

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	27	27	27	27	27
②確保方策	27	27	27	27	27
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の取り組み

・事業の実施施設数については、ニーズと保育士の確保状況を踏まえ、見直しや拡充に努めます。

③　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等の理由により、保護者が昼間に家庭にいない子どもの放課後の居場所を提供する事業です。

第二期の実績

すべての小学校において放課後児童クラブを開設しており、夏休み等の長期休みも３か所で開設しています。なお、令和６年度から放課後児童クラブの運営を民間事業者に委託し、民間の手法を取り入れています。

図表４－12　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実績　　単位：人

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１～３年生	559	550	507	505	488
４～６年生	248	267	224	213	205

第三期の計画

引き続き、すべての小学校において放課後児童クラブを開設し、利用時間の延長など、ニーズへの対応に努めます。

図表４－13　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の量の見込みと確保方策　単位：人

区　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		654	615	575	534	483
	１～３年生	453	429	402	370	328
	４～６年生	201	186	173	164	155
②確保方策		695	695	695	695	695
過不足（②－①）		41	80	120	161	212

今後の取り組み

・放課後児童クラブにおける活動の充実に向け、民間のノウハウの活用を図るとともに、支援員等の資質の向上に努めます。
・障がいのある子どもや外国籍の子どもなども一緒に活動できる環境づくりに努めます。
・子どもの居場所づくりとして、子ども食堂や地域食堂、学習支援の場の開設・運営を支援するほか、放課後子ども教室などの実施について検討します。

④　子育て短期支援事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもの必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

第二期の実績

子育て短期支援事業は、市内の１施設と市外の３施設に委託して実施しています。

令和４年の児童福祉法の改正に伴い、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合や児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合も対象となりました。

図表４－14　子育て短期支援事業の実績　　単位：人

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
短期入所生活援助事業利用日数	0	0	0	0	8
夜間養護等事業利用日数	0	0	0	0	4

※令和６年度は見込み

第三期の計画

既存の４施設との契約を継続し、提供体制の確保を図ります。

図表４－15　子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策　　単位：人

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	120	120	120	120	120
過不足（②－①）	100	100	100	100	100

今後の取り組み

・事業の周知に努めるとともに、世帯の状況に合わせて事業の利用を提案し、適切な支援につなげていきます。

⑤　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭については適切なサービス等につなげる事業です。

第二期の実績

保健師等により、生後４か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問を実施しています。

図表４－16　乳児家庭全戸訪問事業の実績　　単位：人

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問者数	192	177	142	143	140

※令和６年度は見込み

第三期の計画

引き続き、生後４か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問をめざします。なお、里帰りにより不在の際は、希望に応じて里帰り先への訪問を里帰り先の市町村に依頼して実施しています。

図表４－17　乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策　　単位：人

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	136	130	125	121
②確保方策	144	136	130	125	121

今後の取り組み

・保健師による生後４か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問し、より充実した支援を行います。

⑥　養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うとともに、家事等を援助するヘルパー（訪問支援員）の派遣を行う事業です。家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的としています。

第二期の実績

妊娠届出時のアンケートにより養育支援が必要とされた妊婦を対象に、保健師が産前産後に継続して家庭訪問を行い、必要に応じて、家事等を援助する訪問支援員を派遣しています。なお、訪問支援員を派遣する事業は、令和６年度から子育て世帯訪問支援事業として実施しています。

図表４－18　養育支援訪問事業の実績

区　分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問人数（人）	8	13	12	6	10
訪問支援員派遣延べ日数（日）	67	175	90	69	110

※令和６年度は見込み

第三期の計画

引き続き、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、必要な時期に利用できるよう、体制確保に努めます。

図表４－19　養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策　　単位：人

区　分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10

図表４－20　子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策　　単位：日

区　分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100

今後の取り組み

・乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療との連携を図り、養育に対する支援が必要な家庭の早期発見と状況把握に努めます。

・要保護児童等の支援にあたっては、民生委員・児童委員や関係機関と連携を図るため、引き続き、要保護児童対策地域協議会を設置します。

・令和４年の児童福祉法の改正により新たに加えられた、児童育成支援拠点事業（養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもの居場所となる拠点を設置して必要な支援を行う事業）と親子関係形成支援事業（児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童等に、親子間における適切な関係性の構築を支援する事業）については、ニーズを踏まえつつ、実施について関係団体等と協議します。

⑦　子育て支援センター事業等（地域子育て支援拠点事業）

育児の不安や負担を軽減するため、子どもや親同士が交流できる場の提供や育児相談等により、身近な地域における子育て支援を総合的に実施する事業です。

第二期の実績

市内３か所の子育て支援センター（城北・長篠・作手）を開設し、保護者同士が子育ての喜びや悩みをわかち合う仲間づくりや子どもが楽しく安全に遊べる場を提供しています。また、市内２か所の児童館（鳥原・たんぽぽ）においては、子どもの遊びを通じた健全育成に取り組むとともに、保護者には子育ての交流の場を提供しています。なお、各施設に専任職員を１人配置し、保護者からの育児相談や子育てに関する情報提供を行っています。

図表４－21　子育て支援センター事業等（地域子育て支援拠点事業）の実績　　単位：人

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て支援センター延べ利用者数	10,300	11,027	17,080	21,814	20,441
児童館延べ利用者数	7,805	8,938	11,162	15,884	14,877

※令和６年度は見込み

第三期の計画

既存の５施設における事業の充実に努め、利用の促進を図ります。

図表４－22　子育て支援センター事業等（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

区　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		32,567	29,965	28,160	26,474	25,646
	子育て支援センター	18,849	17,343	16,298	15,322	14,843
	児童館	13,718	12,622	11,862	11,152	10,803
②確保方策		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

今後の取り組み

・事業の充実に向け、ニーズの把握に努め、必要に応じて、施設整備等について検討します。

⑧　一時保育事業（一時預かり事業）

保護者が冠婚葬祭や通院、育児疲れなどによるリフレッシュ等の理由で、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを認定こども園等において、主に昼間に一時的に預かる事業です。

第二期の実績

市内３か所のこども園（城北・長篠・作手）で実施しています。

図表４－23　一時保育事業（一時預かり事業）の実績

区　分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用児数（人／日）	7	7	7	7	7
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3

※令和６年度は見込み

第三期の計画

既存の３か所のこども園における提供体制の確保に努めます。

図表４－24　一時保育事業（一時預かり事業）の量の見込みと確保方策　　単位：人／日

区　分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	13	13	13	13	13
過不足（②－①）	3	3	3	3	3

今後の取り組み

・事業の継続を図りつつ、拡充に向けては、保育士の確保が不可欠であることから、ニーズを踏まえて慎重に検討します。

・事業の利用によって職場復帰への準備時間を確保するなど、保護者のニーズに合った利用方法の周知・利用促進に努めます。

⑨　病児・病後児保育事業（病児保育事業）

病気や病気回復期のため、認定こども園等での集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を行う事業です。

第二期の実績

保護者の就労等の理由で、病気や病気回復期にある子どもを保育できない場合にファミリー・サポート・センターで預かることとしています。症状や受入体制によって預かることのできないことがあり、利用がありません。

図表４－25　病児・病後児保育事業（病児保育事業）の実績

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用児数（人／日）	0	0	0	0	0
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1

※令和６年度は見込み

第三期の計画

事業の周知と利用促進に努めるとともに、医療・保健関係者の援助会員や専用スペース等の確保を図ります。

図表４－26　病児・病後児保育事業（病児保育事業）の量の見込みと確保方策　単位：人／日

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の取り組み

・ニーズを踏まえ、近隣自治体との広域連携による提供体制の確保について検討します。

⑩　ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動を行う事業です。

第二期の実績

ファミリー・サポート・センターでは、病児・病後児保育のほか、依頼会員の自宅等での子どもの預かりや塾などへの送迎を有償で行っています。なお、依頼会員は、中学３年生までの子どもの保護者です。

図表４－27　ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の実績　単位：人

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
依頼会員数	126	140	160	150	145
援助会員数	36	45	46	39	30
両方会員数	22	26	26	22	15
利用児数（就学前児童）	98	132	71	56	74
利用児数（小学生）	66	88	121	112	102
利用児数（中学生）	4	0	3	1	1

※令和６年度は見込み

第三期の計画

子どもの数は減少が見込まれるものの、母親の就労状況を踏まえ、利用は横ばいで推移すると見込まれます。

図表４－28　ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保方策　単位：人

区　分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		180	180	180	180	180
	就学前児童	70	70	70	70	70
	小学生	100	100	100	100	100
	中学生	10	10	10	10	10
②確保方策		180	180	180	180	180

今後の取り組み

・事業運営の安定化のため、援助会員の確保や育成に努めます。

・援助会員の負担軽減のための支援策を検討します。

⑪　妊婦健康診査事業

安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成することで、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

第二期の実績

県内の医療機関に委託し、妊婦健康診査 14 回、子宮頸がん検診１回の公費助成を行っています。なお、県外の医療機関に受診する場合は助成金を支給しています。令和４年度からは、多胎児妊婦に追加健診の助成を開始しました。

図表４－29　妊婦健康診査事業の実績　　単位：件

区　分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊娠届出件数	207	164	155	147	140
延べ受診件数	2,437	2,095	1,788	1,758	1,750

※令和６年度は見込み

第三期の計画

引き続き、受診を促進し、妊婦の健康の保持と増進を図ります。

図表４－30　妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策　　単位：件

区　分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,885	1,820	1,755	1,690	1,625
②確保方策	1,885	1,820	1,755	1,690	1,625

今後の取り組み

・安全・安心な妊娠・出産に向け、関係機関との連携を図りつつ、必要な健診が必要な時期に受診できるように支援します。

⑫　産後ケア事業

産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親のセルフケア能力を育み、母子愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに過ごせるよう、希望に応じて宿泊型・デイサービス型・訪問型のサービスを提供する事業です。

第二期の実績

市内の３事業所、市外の３医療機関に委託して実施しています。

図表４－31　産後ケア事業の実績　　単位：件

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用件数	32	38	34	70	80

※令和６年度は見込み

第三期の計画

既存６施設との契約を継続し、提供体制の確保に努めます。

図表４－32　産後ケア事業の量の見込みと確保方策　　単位：件

区　分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保方策	80	80	80	80	80
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の取り組み

・事業の周知を図るとともに、提供体制の充実に努めます。

⑬　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園等に通っていない満３歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度で、令和８年度から開始予定となっています。したがって、今後明らかになる事業内容の詳細な情報を収集し、ニーズに応じて、実施を検討することとします。

⑭　実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難な世帯が利用するこども園等の利用に係る実費徴収額（日用品・文具等費、副食材料費）の負担軽減を図る事業です。必要に応じて、実施を検討します。

⑮　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進にかかる調査研究事業のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。必要に応じて、実施を検討します。

第５章　計画の推進に向けて

１　推進体制

「子ども・子育て支援法」第72条第１項の規定に基づき、「新城市子ども・子育て会議」を設置し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事項をはじめ、子ども・子育て施策について審議することとしています。そのため、「新城市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援にかかわる学識経験者や事業従事者、子どもの保護者などにより構成しています。

この計画の推進にあたっては、「新城市子ども・子育て会議」を通じ、幅広い意見の共有等により相互に連携を図ることで、総合的かつ計画的に推進していきます。

２　進捗管理

この計画に示した子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する進捗・実施状況を定期的に把握するとともに、「新城市子ども・子育て会議」における審議状況、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の子ども・子育て支援施策のほか、関連する施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や事業の見直しを行うなど、適切な計画管理に努めます。

資料編

1　計画策定の経過

年　　月	内　　容
令和５年 12月11日～28日	**子ども・子育て支援ニーズ調査** →　概要は７頁参照
令和６年 ９月５日	**令和６年度第１回子ども・子育て会議** ・「第三期新城市子ども・子育て支援事業計画」策定について
12月５日	**令和６年度第２回子ども・子育て会議** ・「第三期新城市子ども・子育て支援事業計画」策定について
令和７年 １月10日～３月13日	**子ども・子育て支援法に基づく愛知県との協議**
１月16日～２月14日	**パブリックコメント** ・「第三期新城市子ども・子育て支援事業計画」（案）について
３月７日	**令和６年度第３回子ども・子育て会議** ・「第三期新城市子ども・子育て支援事業計画」（案）のパブリックコメント結果について

2　新城市子ども・子育て会議

(1)　新城市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日
条例第47号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、新城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　法第72条第１項各号に掲げる事務の処理に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　法第６条第２項に規定する保護者

(4)　公募による市民

(5)　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、子ども・子育て会議を招集し、その会議の議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第７条　子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

４　部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

５　部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

６　前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第３項及び第４項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行の日以後において最初に第４条第１項の規定により委員に委嘱し、又は任命された者の任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年３月31日までとする。

（最初の会議の招集）

３　この条例の施行の日以後、最初に招集される子ども・子育て会議については、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和５年３月22日条例第13号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(2)　新城市子ども・子育て会議委員

【委 員 数】14人　　（◎：会長　○：副会長）

区　分	所属団体及び職名等	氏　名
学識経験を有する者	豊橋創造大学短期大学部教授	◎佐野　真一郎
	社会福祉法人和敬会理事長 八楽児童寮寮長	○太田　一平
	新城市教育委員	原田　真弓
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人ママ・サポート子いづみや代表	中谷　昌美
	子育て情報誌さくら代表	阿部　和子
	社会福祉法人新城福祉会理事	渡邉　竜夫
子どもの保護者	小学校保護者	長坂　美菜子
	小学校保護者	手塚　美幸
公募市民	公募市民	伊藤　夕子
	公募市民	遠山　恵理
	公募市民	松下　里奈
その他市長が必要と認める者	しんしろ助産所長	松山　京子
	こども家庭センター副参事（保健師長）	菅沼　三紀子
	こども未来課参事兼指導保育士	佐々木多津美

第三期新城市子ども・子育て支援事業計画

発行年月	令和７年３月
発　　行	新城市 〒441-1392　新城市字東入船115番地 TEL　0536－23－7622 FAX　0536－23－7699
編　　集	健康福祉部　こども未来課

令和7年3月
新城市